

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

第85回 電気用品調査委員会
平成24年10月17日
資料 5-5-2

<IEC60669-1>

規格番号	タイトル	分類	電気用品例
JIS C 8281-1 : 2011	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部：一般要求事項	製品安全規格	タンブラースイッチ、ロータリースイッチ、押しボタンスイッチ、その他の点滅器

<国際規格との差異等の概要>

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
1	<p>ただし、<u>タイプ2 (7.1.9A 参照)</u> の場合は、<u>30A以下とする。</u></p> <p>ねじなし端子付きスイッチの定格電流は、<u>最大20A以下とする。ただし、タイプ1 (7.1.9A 参照)</u> の場合は16 A以下とする。</p> <p><b>注記 1</b> 440 V を超える定格電圧のスイッチに対する適用範囲の拡張は、現在検討中である。</p> <p><b>注記 4</b> 埋込形スイッチの取付ボックスは、<u>JIS C 8340、JIS C 8435 又は JIS C 8462-1</u> で規定している。</p> <p>— 絶縁スイッチ（個別要求事項は、検討中。）</p> <p><b>注記 5</b> <u>（削除）</u></p>	<p>なし (63A 以下)</p> <p>ねじなし端子付きスイッチの定格電流は、16A 以下とする。</p> <p>JIS に同じ</p> <p><b>注記 4</b> 埋込形スイッチの取付ボックスの一般要求事項は、IEC 60670 で規定している。</p> <p>— 絶縁スイッチ（個別要求事項は、関連パート2による。）</p> <p>注記 5 これらのスイッチに使用する可とうケーブルの最小長さは、各国の配線規定によって規制することができる。</p>	<p>国際規格に同じ</p> <p>ねじなし端子付スイッチの定格電流は <u>20A</u> を限度とする。</p> <p>注1 （削除）</p> <p>注2 （国際規格に同じ）</p> <p>なし</p> <p>注3 （国際規格に同じ）</p>	<p>一般的に家庭用の屋内配線では30A を超える定格電流値の点滅器は使用されていないため、<u>タイプ2 (JIS 電線用)</u> については、JIS では30A までしか規定がない。</p> <p>一般的に家庭用の屋内配線器具では、<u>15A 又は20A</u> の定格電流値の点滅器にねじなし端子を使用しているため、<u>タイプ2 (従来工事用)</u> については、20A まで対象を広げた。</p> <p>特に削除する理由がないので、IEC 規格どおりに注記を残した。</p> <p>日本で用いているボックスの規格を追加した。</p> <p>絶縁スイッチの個別規格は、JIS にはないため、今後の検討とした。</p> <p><b>JIS</b> には不要な記述である。</p>	<p>配電事情</p> <p>配電事情</p> <p>整合</p> <p>追加</p> <p>同等</p> <p>配電事情</p>
2	<p><u>JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線</u> <u>...(IV)</u></p>	<p>なし</p>	<p>...</p>	<p>引用規格として追加したため、リストした。</p>	<p>追加</p>

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p><b>JIS C 3664</b> 絶縁ケーブルの導体</p> <p><b>JIS C 8303</b> 配線用差込接続器</p> <p><b>JIS C 8340</b> ...</p> <p><b>JIS C 8435</b> ...</p> <p><b>JIS C 8463</b> ...</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>IEC 60050-442 : 1998...</p> <p>IEC 60227-1 : 1993...</p> <p>IEC 60227-3 : 1993...</p> <p>IEC 60227-4 : 1992...</p> <p>IEC 60245-1 : 1994...</p> <p>IEC 60364-4-46 : 1981...</p> <p>IEC 60670 : 1989...</p> <p>IEC 60998...</p> <p>ISO 2039-2 : 1987...</p>	<p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>IEC 60227-1 : 1993...</p> <p>アmendメント1 (1985)</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p>	<p>引用規格としていないため、削除した。</p>	<p>削除</p>
5.4	<p>二つの定格電圧をもつスイッチは、いずれか高い方の電圧で試験する。</p> <p><b>例</b> 250/380 Vと表示したスイッチは、380 Vのスイッチとして試験をする。</p>	<p>250/380 Vと表示したスイッチは、380 Vスイッチとして試験する。</p>	<p>国際規格に同じ</p>	<p>IEC 規格の定格電圧の例は、日本では一般的でないので、趣旨を規定した。</p>	<p>同等</p>
6.1	<p>スイッチの定格電圧は、<u>100 V</u>、<u>125 V</u>、130 V、<u>200 V</u>、230 V、250 V、277 V、<u>300 V</u>、380 V、400 V、415 V又は440 Vとすることが望ましい。</p> <p>ベル用瞬時接触スイッチ、電磁遠隔制御スイッチ及び遅延スイッチの標準定格電圧は、<u>100 V</u>、<u>125 V</u>、130 V、<u>200 V</u>、250 V又は<u>300 V</u>とする。</p> <p>その他の定格電圧を使用する場合には、<u>100 V</u>以上とする。</p>	<p>スイッチの定格電圧は、130 V、230 V、250 V、277 V、380 V、400 V、415 V又は440 Vとすることが望ましい。</p> <p>...標準定格電圧は、130 V又は250 Vとする。</p> <p>その他の定格電圧を使用する場合には、120 V以上とする。</p>	<p>...380 V、415 V及び440 Vが望ましい。</p> <p>JISに同じ</p> <p>JISに同じ</p>	<p>日本で使用されている標準定格電圧を追加した。</p>	<p>配電事情</p>

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	適否は、表示の目視検査によって判定する。	なし	国際規格に同じ	6.1と6.2の判定方法は、項目毎に記載した。	明確化
6.2	<p>スイッチの定格電流は、<u>タイプ1</u>については、6A, 10A, 16A, 20A, 25A, 32A, 40A, 45A, 50A又は63Aとすることが望ましい。また、<u>タイプ2</u>については、0.5A, 1A, 2A, 3A, 4A, 6A, 7A, 10A, 12A, 15A, 20A又は30Aとすることが望ましい。</p> <p><u>タイプ1</u>については、定格電流は6A以上でなければならない。ただし、1A, 2A及び4Aの定格電流は、ベル用瞬時接触スイッチ、電磁遠隔制御スイッチ又は遅延スイッチに対して認められる。</p> <p>16A (<u>タイプ2</u>については、15A)以下の定格電流をもつスイッチは、様式番号3及び03のスイッチ並びに瞬時接触スイッチを除き、定格電流に等しい蛍光灯負荷電流をもたなければならない。</p> <p>スイッチの定格電流が16A (<u>タイプ2</u>については、15A)を超え、25A (<u>タイプ2</u>については、20A)以下のものにあつては、任意に蛍光灯ランプによる試験を行うことができる。</p> <p>適否は、表示の目視検査によって判定する。</p>	<p>スイッチの定格電流は、6A, 10A, 16A, 20A, 25A, 32A, 40A, 45A, 50A又は63Aとすることが望ましい。</p> <p>定格電流は6A以上でなければならない。ただし...</p> <p>16A以下の定格電流をもつスイッチは、様式番号3及び03のスイッチ並びに瞬時接触スイッチを除き、定格電流に等しい蛍光灯負荷電流をもたなければならない。</p> <p>スイッチの定格電流が16Aを超え、25A以下のものにあつては、任意に蛍光灯ランプによる試験を行うことができる。</p> <p>6.1及び6.2の適否は、表示の目視検査によって判定する。</p>	<p>スイッチの定格電流は、6A, <u>7A</u>, 10A, <u>12A</u>, <u>15A</u>, 16A, 20A, 25A, 32A, 40A及び63Aが望ましい。</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p>	<p>タイプ2 (我が国のJIS電線を用いるもの)のスイッチ用として我が国で使用している定格を追加した。</p> <p>我が国では、省電力形の換気扇用スイッチが普及しており、電流定格範囲を広げる必要がある。</p> <p>欧州で一般的な16Aの定格については、タイプ2のスイッチは、15Aの定格電流で対応する。</p> <p>欧州で一般的な25Aの定格については、タイプ2のスイッチでは、20Aの定電流格で対応する。</p> <p>6.1と6.2の判定方法は、項目毎に記載した。</p>	<p>配電事情</p> <p>明確化</p>
6.3	スイッチは、IP20, IP40, IP44, IP54	JISに同じ	(削除)	IPコードの推奨値をIECに整合した。	整合

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	又はIP55の保護等級(IPコード)をもつことが望ましい。 <b>注記</b> IPコードについては、JIS C 0920 参照。	なし		7.14の注記は、この項目にある方が分かり易いため移動した。	同等
7.1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノーマルギャップ構造のスイッチ <u>(表20を適用するスイッチ)</u></li> <li>ミニギャップ構造のスイッチ <u>(表20を適用するスイッチ)</u></li> <li>マイクロギャップ構造のスイッチ <u>(表20を適用するスイッチ)</u></li> <li>接点ギャップがないスイッチ(半導体スイッチング素子) <u>(表20を適用するスイッチ)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノーマルギャップ構造のスイッチ</li> <li>ミニギャップ構造のスイッチ</li> <li>マイクロギャップ構造のスイッチ</li> <li>接点ギャップがないスイッチ(半導体スイッチング素子)</li> </ul>	国際規格に同じ	我が国では、絶縁設計の考え方の違いにより接点間ギャップによる区分がない。	配電事情
7.1.4	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>IPX3:散水に対する保護をもつスイッチ</u></li> </ul> なし  なし	なし  JISに同じ  注記 IPコードの説明については、IEC 60529 参照。	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>IPX3:保護等級をもった防雨形式スイッチ</u></li> <li><u>IPX7:保護等級をもった防浸形式スイッチ</u></li> </ul> 国際規格に同じ	我が国で用いている防水区分を追加した。 IPX7用スイッチについては、規定しないことにした。 6.3に移動した。	追加  整合  同等
7.1.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>単線専用のねじなし端子付きスイッチ</li> </ul> <b>注記</b> “可とう導体”とは、“集合より線”を示し、“非可とう導体”とは、“単線”及び“より線”(同芯より線・円形圧縮より線)を示す。	なし  なし	JISに同じ  国際規格に同じ	我が国の配電事情によって、用いている単線専用のねじなし端子の区分が必要である。 注記として電線の種類の説明を加え、理解しやすくした。	追加  明確化
7.1.9A	<u>7.1.9A 接続する電線によって、次のように分類する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>JIS C 3664</u>による断面積の導体を</li> </ul>	項目なし	国際規格に同じ	スイッチのタイプによって、接続する電線が大きく2種類(IEC及びJIS)存在するため、接続電線による区分を	配線事情

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																		
	<p>接続するスイッチ (タイプ1)</p> <p>— JIS C 3664 以外の JIS による断面積の導体を接続するスイッチ (タイプ2)</p> <p>— タイプ1及びタイプ2兼用のスイッチ</p>			追加した。																			
7.1.9B	<p><b>7.1.9B</b> 絶縁設計によって、次のように分類する。</p> <p>— 表20を適用するスイッチ</p> <p>— 附属書JAを適用するスイッチ</p>	項目なし	国際規格に同じ	従来から我が国で使用している電線管・ダクト・ボックスに組合せ施工するため、器具の大きさなどを考慮して、絶縁協調については、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第一項の別表第四による絶縁距離を併用するため、区分した。	配電事情																		
7.2	<p><b>7.2</b> タイプ1の定格電圧及び定格電流と極数との望ましい組合せを、表1に示す。</p> <p><b>表1—定格電圧及び定格電流と極数との望ましい組合せ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格電流 A</th> <th colspan="2">極数</th> </tr> <tr> <th>定格電圧 120 V 以上 250 V 以下</th> <th>定格電圧 250 V を 超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 2 及び 4</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	定格電流 A	極数		定格電圧 120 V 以上 250 V 以下	定格電圧 250 V を 超え	1, 2 及び 4	1	—	6	1	1	2	2	10	1	1	2	2	<p><b>7.2</b> 定格値と極数との望ましい組合せを、表1に示す。</p> <p>表1—定格値と極数との望ましい組合せ (表はJISに同じ)</p>	<p>7.2 (削除)</p> <p>表1 (削除)</p>	<p>定格電圧及び定格電流と極数との組合せの表1をタイプ1のスイッチ用とした。</p> <p>我が国で従来から使用している定格電流と異なる。</p>	配電事情
定格電流 A	極数																						
	定格電圧 120 V 以上 250 V 以下	定格電圧 250 V を 超え																					
1, 2 及び 4	1	—																					
6	1	1																					
	2	2																					
10	1	1																					
	2	2																					

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																		
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>16, 20, 25, 32, 40, 45, 50及び63</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </table>			3			4	16, 20, 25, 32, 40, 45, 50及び63	1	1		2	2		3	3		4	4				
		3																					
		4																					
16, 20, 25, 32, 40, 45, 50及び63	1	1																					
	2	2																					
	3	3																					
	4	4																					
8.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミニギャップ構造の記号（適用する場合）(表20を適用するスイッチ)</li> <li>マイクロギャップ構造の記号（適用する場合）(表20を適用するスイッチ)</li> <li>半導体スイッチング素子の記号（適用する場合）(表20を適用するスイッチ)</li> <li>接続する電線の種類。この情報は、カタログ及び／又は本体に記載しなければならない。</li> <li>さらに、ねじなし端子付きスイッチは、次を表示しなければならない。</li> <li>単線又は非可とう導体だけを適用電線とする場合、これを示す表示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミニギャップ構造の記号（適用する場合）</li> <li>マイクロギャップ構造の記号（適用する場合）</li> <li>半導体スイッチング素子の記号（適用する場合）</li> <li>なし</li> <li>さらに、ねじなし端子付きスイッチは、非可とう導体だけを適用電線とする制限がある場合、これを示す表示をしなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>半導体開閉装置の記号（適用できる場合に限る）</li> <li>国際規格に同じ</li> <li>更に、ねじなし端子付きスイッチで使用制限があるものは、<u>単線のみ又は硬い電線のみ</u>をつけるのに適していることを表示しなければならない。</li> </ul>	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令第一項の別表第四による絶縁距離（附属書JA）を用いるスイッチは、区分を設定しないため、接点間ギャップによる表示を必要としない。</p> <p>タイプ1とタイプ2との区分が判るようにした。</p> <p>我が国のねじなし端子は、単線専用のものが一般的である。</p>	<p>配電事情</p> <p>配電事情</p>																		
8.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流 <math>\sim</math>又はAC</li> <li>接地側極 N又はW</li> <li>接地 <math>\oplus</math>又は<math>\perp</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流 <math>\sim</math></li> <li>なし</li> <li>接地 <math>\perp</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JISに同じ</li> <li>JISに同じ</li> <li>JISに同じ</li> </ul>	<p>我が国において、交流記号として、ACも一般に使用されている。</p> <p>我が国の配電事情によって、接地側極が存在し、表示による識別が必要になる。</p> <p>他の規格で用いている接地記号を追加した。</p>	<p>追加</p> <p>配電事情</p> <p>追加</p>																		
8.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する場合、ミニギャップ構造、マイクロギャップ構造、又は半導体ス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する場合、ミニギャップ構造、マイクロギャップ構造、又は半導体ス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<p>接点間ギャップの区分は表20を用いるものに限定したため。</p>	<p>配電事情</p>																		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	イッチング素子の記号(表20を適用するスイッチの場合)	イッチング素子の記号			
8.5	接地側極端子は、記号N又はWを表示する。  接地端子には、記号⊕又は⊖を付けなければならない。	なし  接地端子には、記号⊖を付けなければならない。	接地側極専用端子は...  JISに同じ	我が国の配電事情によって、接地側極が存在し、表示による識別が必要になる。 他の規格で用いている接地記号を追加した。	配電事情  追加
8.6	“入”の位置を示す短い直線は、ロータリスイッチにおいては放射状、タンブラスイッチ及びロッカースイッチにおいては反転軸に垂直、押しボタンスイッチにおいては鉛直の壁に取り付けたときに鉛直であることが望ましい。	...鉛直でなければならない。	“入”の位置表示をする短い直線はロータリスイッチにあつては、放射上でなければならない。	IEC規格による表示方法は、タンブラスイッチなどの操作方向を、天地方向としたときにはふさわしいが、我が国で一般的に用いている左右方向に操作する取付けにふさわしい表示も必要であり、推奨とした。	追加
8.8	取扱説明書は、日本語で書かなければならない。	取扱説明書は、スイッチを販売する国の公用語で書かなければならない。	国際規格に同じ	我が国では、使用する言語は日本語に限定した。	同等
10.3.1	この要求事項は、製造業者がカタログで指定するカバープレートだけに適用し、表5及び12.3.10の引張力を100Nとした試験に耐えるものは、適用外とする。	なし	注1 別売されるカバープレートは、適用除外とする。  IEC 60998に適合するものは、端子から電線が外れないものとして扱う。 ただし、この場合、ねじなし端子の引張荷重は100Nとする。	我が国では、金属カバープレートはスイッチとは別販売であり、適用するカバープレートを指定しないと対象が不明なため。また、100Nの引張力に耐える場合は、電線が外れにくいので、この要求事項を除外した。	追加／緩和
10.3.2	この要求事項は、製造業者がカタログで指定するカバープレートだけに適用し、表5及び12.3.10の引張力を100Nとした試験に耐えるものは、適用外とする。	なし	国際規格に同じ	我が国では、金属カバープレートはスイッチとは別販売であり、適用するカバープレートを指定しないと対象が不明なため。また、100Nの引張力に耐える場合は、電線が外れにくいので、この要求事項を除外した。	追加／緩和
11.1	この要求事項は、表5及び12.3.10の引張力を100Nとした試験に耐える金属	なし	注3 別売りカバープレートは、適用除外とする。	我が国では、ねじなし端子付のスイッチが主流であり、100Nの引張力に耐	緩和

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<u>カバープレートには適用しない。</u>			える場合は、電線が外れにくいので、この要求事項を除外した。	
11.2	<p>接地端子は、ねじ締付装置付き端子又はねじなし端子であり、箇条12の該当する要求事項に適合しなければならない。</p> <p>接地端子は、対応する電源導体用端子と同一寸法以上の導体の取付けができるようにしなければならない。ただし、追加の外部等電位端子（<b>JIS C 60364-4-41</b>の保護等電位ボンディングに使用する端子）は、6 mm<sup>2</sup>以上の導体に対して適応できるようにする。</p>	<p>JISと同じ</p> <p>...ただし、追加の外部接地端子は、6 mm<sup>2</sup>以上の導体に対して適応できるようにする。</p>	<p><b>11.2</b> 接地端子は、ねじ締め装置又はねじなし端子をもつ端子であり、<b>12</b>の該当する要求事項に適合しなければならない。</p> <p><u>接地端子は、対応する電源電線用端子と同一寸法以上でなければならない。</u></p> <p><u>ただし、追加の外部接地端子であっても、少なくとも2 mm<sup>2</sup>（1.6 mm）の電線が接続できるものでなければならない。</u></p>	<p>デビエーション部分はIEC規格と同じとなった。</p> <p>IEC規格のいう外部接地端子は、日本ではクラスOI機器用の接地端子と誤解されるため、JISC60364-4-41で規定されている外部等電位端子という用語に改めた。意味は同じ。</p>	<p>整合</p> <p>明確化</p>
12.1	端子の全ての試験は、 <b>12.3.11</b> 及び <b>12.3.12</b> を除いて、 <b>15.1</b> の試験の後に行う。	端子の全ての試験は、 <b>12.3.11</b> を除いて、 <b>15.1</b> の試験の後に行う。	国際規格に同じ	<b>12.3.12</b> には新品の試験品を使用と規定している。	明確化
12.2.1	<p><u>タイプ1のスイッチは表2、タイプ2のスイッチは表2A</u>に示す公称断面積をもつ銅導体が適切に接続できる端子を備えていなければならない。</p> <p><b>表2—定格電流と接続する銅導体の断面積との関係（タイプ1用の導体）</b></p> <p>  32 を超え 50 以下   6 以上…   …   50 を超え 63 以下   10 以上…   …</p> <p>表2 注 注<sup>a)</sup> ELV など、可とう導体 (0.5 mm<sup>2</sup> 以上 1 mm<sup>2</sup> 以下) を用いた特殊用途に使用する。</p>	<p>スイッチは表2に示す公称断面積をもつ銅導体が…</p> <p><b>表2—定格電流と接続する銅導体の断面積との関係</b></p> <p>JISと同じ</p> <p>注 a) JISと同じ</p>	<p>スイッチは下記の表2又、表2'に示す公称断面積をもつ銅導体が…</p> <p><b>表2—定格電流と銅導体の接続できる断面積の関係</b></p> <p>  32 を超えて 40 以下   6 から…   …   40 を超えて 63 以下   10 から…   …</p> <p>1) 特別低電圧用といった特殊用途に用いる。ここでは可とう導体 (0.5 mm<sup>2</sup> を超え 1 mm<sup>2</sup> 以下) が使用される。</p>	<p>スイッチのタイプによって用いる電線を明示する必要がある。</p> <p>タイプ1で日本のボックスを使用する場合も想定されるが、様式2のスイッチは、電源供給側端子に2本の電線接続を要求するとボックスに収めること</p>	<p>配電事情</p> <p>配電事情</p>



電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																																												
	<p>b) 様式番号2, 3, 03及び7以外のスイッチの電源供給側端子は、それぞれ2本の2.5 mm<sup>2</sup>の導体を接続できるものでなければならない。…</p> <p>表 2A—接続可能な銅導体の表示と公称断面積との関係 (タイプ2用の導体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示</th> <th>断面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にあるもの</td> <td>製造業者の表示による。ただし、表 2B の電線が接続できるものでなければならない。</td> </tr> <tr> <td>接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にないもの</td> <td>表 2B による</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2B—定格電流と接続する銅導体の断面積との関係 (タイプ2用の導体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>スイッチの定格電流 A</th> <th>15 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続電線の太さ (呼び)</td> <td>公称直径 mm 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公称断面積 mm<sup>2</sup> 2</td> </tr> <tr> <td>接続電線の種類</td> <td>JIS C</td> </tr> </tbody> </table>	表示	断面積	接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にあるもの	製造業者の表示による。ただし、表 2B の電線が接続できるものでなければならない。	接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にないもの	表 2B による	スイッチの定格電流 A	15 以下	接続電線の太さ (呼び)	公称直径 mm 2		公称断面積 mm <sup>2</sup> 2	接続電線の種類	JIS C	<p>b) 様式番号 3, 03 及び 7 以外のスイッチの…</p> <p>なし</p>	<p>2) 国際規格に同じ</p> <p>表 2'—定格電流と銅導体の接続できる断面積の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具の定格電流 A</th> <th>7 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続電線及び可とうケーブルの太さ (呼び)</td> <td>公称直径 mm 1.6 公称断面積 mm<sup>2</sup> 0.75</td> </tr> <tr> <td>接続電線及び可撓ケーブルの種類</td> <td>(続き参照)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(続き)</td> </tr> <tr> <td>7 を超え 10 以下</td> <td>10 を超え 15 以下</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>1.25</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JIS C 3301</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JIS C 3306</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JIS C 3307</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(続き)</td> </tr> <tr> <td>20 を超え 30 以下</td> <td>30 を超え 40 以下</td> </tr> <tr> <td>2.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JIS C 3301</td> </tr> </tbody> </table>	器具の定格電流 A	7 以下	接続電線及び可とうケーブルの太さ (呼び)	公称直径 mm 1.6 公称断面積 mm <sup>2</sup> 0.75	接続電線及び可撓ケーブルの種類	(続き参照)	(続き)		7 を超え 10 以下	10 を超え 15 以下	1.6	1.6	1.25	2	JIS C 3301		JIS C 3306		JIS C 3307		(続き)		20 を超え 30 以下	30 を超え 40 以下	2.6	—	5.5	8	JIS C 3301		<p>ができない。</p> <p>タイプ 2 に接続する接続可能電線を追加した。</p>	<p>配電事情</p>
表示	断面積																																																
接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にあるもの	製造業者の表示による。ただし、表 2B の電線が接続できるものでなければならない。																																																
接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にないもの	表 2B による																																																
スイッチの定格電流 A	15 以下																																																
接続電線の太さ (呼び)	公称直径 mm 2																																																
	公称断面積 mm <sup>2</sup> 2																																																
接続電線の種類	JIS C																																																
器具の定格電流 A	7 以下																																																
接続電線及び可とうケーブルの太さ (呼び)	公称直径 mm 1.6 公称断面積 mm <sup>2</sup> 0.75																																																
接続電線及び可撓ケーブルの種類	(続き参照)																																																
(続き)																																																	
7 を超え 10 以下	10 を超え 15 以下																																																
1.6	1.6																																																
1.25	2																																																
JIS C 3301																																																	
JIS C 3306																																																	
JIS C 3307																																																	
(続き)																																																	
20 を超え 30 以下	30 を超え 40 以下																																																
2.6	—																																																
5.5	8																																																
JIS C 3301																																																	

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																		
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>3307に よる</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(続き)</td> </tr> <tr> <td>15を超え20以 下</td> <td>20を超え30以 下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>3.5</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JIS C 3307による</td> </tr> </table> <p>表2を適用する場合、導体用スペースは、少なくとも図1～図5に規定するものによる。</p> <p>タイプ2の電線を使用する巻締め形端子は、大頭丸平小ねじを使用し、そのねじの寸法は、JIS C 8303の規定による。</p> <p>なし</p>		3307に よる	(続き)		15を超え20以 下	20を超え30以 下	2	2.6	3.5	5.5	JIS C 3307による		<p>導体用スペースは、少なくとも図1～図5に規定するものによる。</p> <p>なし</p> <p>JISに同じ</p>	<table border="1"> <tr> <td>JIS C3306 JIS C 3307</td> </tr> <tr> <td>(続き)</td> </tr> <tr> <td>60を超え63以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22</td> </tr> <tr> <td>JIS C 3301 JIS C3306 JIS C 3307</td> </tr> </table> <p>導体用スペースは少なくとも表2を適用する場合、図1、2、3、4及び5に規定されたものでなければならない。</p> <p>巻締め型は、大頭丸平小ねじを使用し、そのねじの寸法は、JIS C 8303の規定に従わなければならない。</p> <p>*表2(IEC 60227 又は 60245 適用電線用)を使用したものは、関連する試験は、すべて表2を用いる。</p> <p>表2' (JIS 電線用)を使用したものは、関連する試験は、すべて表2'を用いる。</p>	JIS C3306 JIS C 3307	(続き)	60を超え63以下	—	22	JIS C 3301 JIS C3306 JIS C 3307	<p>図1～図5は、タイプ1に関する規定である。</p> <p>我が国では、巻締め形端子も用いている。</p> <p>規格全体で対応したため、現行デビエーションを削除した。</p>	<p>配電事情</p> <p>追加</p>
	3307に よる																						
(続き)																							
15を超え20以 下	20を超え30以 下																						
2	2.6																						
3.5	5.5																						
JIS C 3307による																							
JIS C3306 JIS C 3307																							
(続き)																							
60を超え63以下																							
—																							
22																							
JIS C 3301 JIS C3306 JIS C 3307																							
12.2.2	<p><b>注記</b> 用語“特別の準備”には、導体の素線のはんだ付け、ケーブルラグの使用、アイレットの形成などを含むが、端子に挿入する前に導体の形を整えること、可とう導体の端末部をねじってまとめること及び巻締めは、含まない。</p>	<p>...導体の形を整えること、及び可とう導体の端末部をねじってまとめることは、含まない。</p>	<p>JISに同じ</p>	<p>電線をねじに巻き付ける作業は、巻締め形端子では必要である。</p>	<p>追加</p>																		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																																																																						
12.2.3	<b>注記</b> (削除)	注記 暫定的にSI, BA及びUNねじは、ピッチ及び機械的強度においてISOメートルねじに相当するとみなす。	国際規格に同じ	我が国においては、ねじは、ISO規格を用いているため、暫定措置は不要である。	同等																																																																						
12.2.5	<p>端子は、<b>図10</b>に示す試験装置に取り付け、<b>表2</b>又は<b>表2A</b>の非可とう(単線又はより線)導体を取り付ける。最初に、最小断面積の導体、次に最大断面積の導体を取り付ける。締付用のねじ又はナットは、<b>表3</b>のトルクを用いて締め付ける。</p> <p>表3</p> <p>a)</p> <p>b)</p> <p>表4—導体の念回試験のための値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">導体断面積<sup>a)</sup></th> </tr> <tr> <th>より線 接続のもの mm<sup>2</sup></th> <th>単線接続のもの 直径 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>0.75</td><td>---</td></tr> <tr><td>1.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>2.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>---</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>3.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>---</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>4.0</td><td>---</td></tr> </tbody> </table>	導体断面積 <sup>a)</sup>		より線 接続のもの mm <sup>2</sup>	単線接続のもの 直径 mm	0.5	---	0.75	---	1.0	---	1.5	---	2.0	---	---	1.6	2.5	---	3.5	---	---	2.0	4.0	---	<p>端子は、<b>図10</b>に示す試験装置に取り付け、<b>表2</b>の非可とう(単線又はより線)導体を取り付ける。最初に、最小断面積の導体...</p> <p>注記1</p> <p>注記2</p> <p>表4—導体の念回試験のための値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">導体断面積<sup>a)</sup></th> </tr> <tr> <th>より線及びより線 接続のもの</th> <th>単線接続のもの 直径 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>0.75</td><td>---</td></tr> <tr><td>1.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>4.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>6.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>10.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>16.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>25.0</td><td>---</td></tr> </tbody> </table>	導体断面積 <sup>a)</sup>		より線及びより線 接続のもの	単線接続のもの 直径 mm	0.5	---	0.75	---	1.0	---	1.5	---	2.5	---	4.0	---	6.0	---	10.0	---	16.0	---	25.0	---	<p>端子は<b>図10</b>による試験装置に取り付けられ、<b>表2</b>又は<b>表2'</b>の硬い(単線あるいは撚線)導体(複数の導体)を取り付ける。<b>表2</b>の場合、最初に、最小断面積の導体...</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>表4—銅導体のための可とう及び引張試験の値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">導体断面積<sup>a)</sup></th> </tr> <tr> <th>より線及びより線 接続のもの mm<sup>2</sup></th> <th>単線接続のもの 直径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>0.75</td><td>---</td></tr> <tr><td>1.0</td><td>---</td></tr> <tr><td>1.25</td><td>---</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>2.0</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>---</td></tr> <tr><td>3.5</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>4.0</td><td>---</td></tr> </tbody> </table>	導体断面積 <sup>a)</sup>		より線及びより線 接続のもの mm <sup>2</sup>	単線接続のもの 直径 (mm)	0.5	---	0.75	---	1.0	---	1.25	---	1.5	---	2.0	1.6	2.5	---	3.5	2.0	4.0	---	<p>タイプ2のスイッチに用いる電線を明確にした。</p> <p>IEC規格の注記1と注記2は要求事項である。</p> <p>タイプ2のスイッチ用として我が国の導体サイズを表4に明記した。</p>	<p>同等</p> <p>同等</p> <p>配電事情</p>
導体断面積 <sup>a)</sup>																																																																											
より線 接続のもの mm <sup>2</sup>	単線接続のもの 直径 mm																																																																										
0.5	---																																																																										
0.75	---																																																																										
1.0	---																																																																										
1.5	---																																																																										
2.0	---																																																																										
---	1.6																																																																										
2.5	---																																																																										
3.5	---																																																																										
---	2.0																																																																										
4.0	---																																																																										
導体断面積 <sup>a)</sup>																																																																											
より線及びより線 接続のもの	単線接続のもの 直径 mm																																																																										
0.5	---																																																																										
0.75	---																																																																										
1.0	---																																																																										
1.5	---																																																																										
2.5	---																																																																										
4.0	---																																																																										
6.0	---																																																																										
10.0	---																																																																										
16.0	---																																																																										
25.0	---																																																																										
導体断面積 <sup>a)</sup>																																																																											
より線及びより線 接続のもの mm <sup>2</sup>	単線接続のもの 直径 (mm)																																																																										
0.5	---																																																																										
0.75	---																																																																										
1.0	---																																																																										
1.25	---																																																																										
1.5	---																																																																										
2.0	1.6																																																																										
2.5	---																																																																										
3.5	2.0																																																																										
4.0	---																																																																										

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定			国際規格の規定			現行省令第2項の規定			デビエーション理由等	備考
	5.5	---	---				(5.5)	2.6			
	---	2.6	---				6.0	---			
	6.0	---	---				(8.0)	3.2			
	10.0	---	---				10.0	---			
	16.0	---	---				14.0	---			
	25.0	---	---				16.0	---			
							22.0	---			
							25.0	---			
							38.0	---			
	(続き)			(続き)			(続き)				
	ブッシン グ孔の直 径 <sup>b)</sup> mm	高さ <sup>g)</sup> mm	導体に加 える質量 kg	ブッシン グ孔の直 径 <sup>2)</sup> Mm	高さ <sup>3)</sup> mm	導体に加 える質量 kg	ブッシン グ孔の直 径 <sup>b)</sup> mm	高さ <sup>g)</sup> mm	導体に加 える質量 kg		
	6.5	260	0.3	6.5	260	0.3	6.5	260	0.3		
	6.5	260	0.4	6.5	260	0.4	6.5	260	0.4		
	6.5	260	0.4	6.5	260	0.4	6.5	260	0.4		
	6.5	260	0.4	6.5	260	0.4	6.5	260	0.4		
	9.5	280	0.7	9.5	280	0.7	6.5	260	0.4		
	9.5	280	0.7	9.5	280	0.9	6.5	260	0.4		
	9.5	280	0.7	9.5	280	1.4	9.5	280	0.7		
	9.5	280	0.9	9.5	280	2.0	9.5	280	0.9		
	9.5	280	0.9	13.0	300	2.9	9.5	280	0.9		
	9.5	280	0.9	13.0	300	4.5	9.5	280	0.9		
	9.5	280	1.4				9.5	280	1.4		
	9.5	280	1.4				9.5	280	1.4		
	9.5	280	1.4				9.5	280	2.0		
	9.5	280	1.4				9.5	280	2.0		
	9.5	280	2.0				13.0	300	2.9		
	13.0	300	2.9				13.0	300	2.9		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定			国際規格の規定	現行省令第2項の規定			デビエーション理由等	備考														
	13.0	300	4.5		13.0	300	4.5																
12.2.6	<p>端子に<b>表2</b>又は<b>表2A</b>に規定する最小及び最大断面積の非可とうより線を取り付け、<b>表3</b>の該当する列に記載のトルクの<b>2/3</b>のトルクで端子ねじを締め付ける。</p> <p>表5</p> <table border="1"> <tr> <td>端子に取り付ける導体の断面積 mm<sup>2</sup></td> <td>0.5以上 0.75以下</td> <td>0.75を超え 1.5以下</td> </tr> <tr> <td>引張力 N</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>締付装置が、3本以上の導体の接続を意図している場合、<b>JIS C 2814-1</b>、<b>JIS C 2814-2-1</b>及び/又は<b>JIS C 2814-2-2</b>の該当する要求事項を参照して試験する。</p> <p>なし</p>			端子に取り付ける導体の断面積 mm <sup>2</sup>	0.5以上 0.75以下	0.75を超え 1.5以下	引張力 N	30	40	<p>端子に<b>表2</b>に規定する...</p> <table border="1"> <tr> <td>端子に取り付ける導体の断面積 mm<sup>2</sup></td> <td>0.5以上 1以下</td> <td>0.75を超え 1.5以下</td> </tr> <tr> <td>引張力 N</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>締付装置が、3本以上の導体の接続を意図している場合、<b>IEC 60998</b>の該当する規格群の要求事項を...</p> <p>注記 次の国では、2本の導体の接続ができる端子は、さらに、同時に接続できる同じ断面積の非可とう単線及び非可とうより線を用いて試験を行う：スウェーデン</p>			端子に取り付ける導体の断面積 mm <sup>2</sup>	0.5以上 1以下	0.75を超え 1.5以下	引張力 N	30	40	<p>端子に表2に定める最小と最大の断面積又は表2'の硬い撚り線を取り付け、表3の...</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>JISに同じ</p>			<p>タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。</p> <p>表5の主旨から、“0.5 mm<sup>2</sup>を超え1 mm<sup>2</sup>以下”の分類は明らかに編集上の誤りと考えられる。</p> <p>該当する規格を明確にした。</p> <p>日本とは関係ない規定である。</p>	<p>配電事情</p> <p>IECミス</p> <p>明確化</p> <p>削除</p>
端子に取り付ける導体の断面積 mm <sup>2</sup>	0.5以上 0.75以下	0.75を超え 1.5以下																					
引張力 N	30	40																					
端子に取り付ける導体の断面積 mm <sup>2</sup>	0.5以上 1以下	0.75を超え 1.5以下																					
引張力 N	30	40																					
12.2.7	<p>端子に<b>表2</b>又は<b>表2A</b>に規定する最大断面積の導体を取り付ける。</p> <p>タイプ1の場合、端子に<b>表6</b>に示す構成の導体を接続する。</p> <p>タイプ2の場合、端子に<b>表6A</b>に示す構成の導体を接続する。</p> <p><b>表6—導体の構成 (タイプ1用)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>断面積</td> <td>素線数 (n) 及び素線の</td> </tr> </table>			断面積	素線数 (n) 及び素線の	<p>端子に<b>表2</b>に規定する...</p> <p>端子に<b>表6</b>に示す構成の導体を接続する。</p> <p>なし</p> <p>表6—導体の構成</p> <table border="1"> <tr> <td>断面積</td> <td>素線数及び</td> </tr> </table>			断面積	素線数及び	<p>端子には表2に規定した最大断面積又は表2'の導体を取り付ける。</p> <p>表2を適用する場合、端子に表6に示す構成の導体を接続する。</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p>			<p>タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。</p>	<p>配電事情</p>								
断面積	素線数 (n) 及び素線の																						
断面積	素線数及び																						

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定			国際規格の規定			現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考															
	mm <sup>2</sup>	公称直径 n×mm		mm <sup>2</sup>	素線の公称直径 mm																			
		単線	より線		単線	より線																		
	<p><b>表6A-導体の構成(タイプ2用)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>断面積... mm<sup>2</sup> (断面積... mm)</th> <th colspan="2">素線数(n)及び素線の 公称直径 n×mm</th> </tr> <tr> <td></td> <th>単線</th> <th>より線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0 (1.6)</td> <td>1×1.6</td> <td>7×0.6</td> </tr> <tr> <td>3.5 (2)</td> <td>1×2.0</td> <td>7×0.8</td> </tr> <tr> <td>5.5 (2.6)</td> <td>1×2.6</td> <td>7×1.0</td> </tr> </tbody> </table>			断面積... mm <sup>2</sup> (断面積... mm)	素線数(n)及び素線の 公称直径 n×mm			単線	より線	2.0 (1.6)	1×1.6	7×0.6	3.5 (2)	1×2.0	7×0.8	5.5 (2.6)	1×2.6	7×1.0	なし			国際規格に同じ		
断面積... mm <sup>2</sup> (断面積... mm)	素線数(n)及び素線の 公称直径 n×mm																							
	単線	より線																						
2.0 (1.6)	1×1.6	7×0.6																						
3.5 (2)	1×2.0	7×0.8																						
5.5 (2.6)	1×2.6	7×1.0																						
	<p>端子の締付装置に取り付ける前に、非可とう導体(単線又はより線)の素線は、まっすぐにする。ただし、巻締め形は、導体を曲げる。</p> <p>巻締め形は、ねじを締め付ける方向に導体を曲げる。その他は、規定する最小の長さで導体を端子の締付部に挿入し、素線が最も脱落しやすいと思われる位置に取り付ける。</p>			<p>端子の締付装置に取り付ける前に、非可とう導体(単線又はより線)の素線は、まっすぐにする。</p> <p>規定する最小の長さで導体を端子の締付部に挿入し、素線が最も脱落しやすいと思われる位置に取り付ける。</p>			JISに同じ	一般的な巻締め端子の接続方法を明記した。	追加															
12.2.8	表2又は表2Aに規定する最大断面積の単線銅導体を端子の中に置く。			表2に規定する最大断面積の...			表2で規定している最大断面積又は表2'の硬い単線銅導体が端子の中に配置される。	タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。	配電事情															
12.2.11	<p>ピラー端子において、締付用のねじと導体端末との距離は、導体を完全に挿入したとき、図1に規定する値以上でなければならない。</p> <p>マントル端子では、導体を十分に挿入</p>			JISに同じ			表2を適用する場合、ピラー端子にあっては、締めねじと導体端末との距離は導体を完全に挿入したとき、少なくとも図1に規定した値でなければならない。	タイプ2にもピラー及びマントル端子に対する規定を適用することにした。	整合															
	マントル端子では、導体を十分に挿入			JISに同じ			表2を適用する場合、マントル端子に																	

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>したときの固定部と導体端末との距離は、<b>図5</b>に規定する値以上でなければならない。</p> <p>適否は、<b>表2</b>又は<b>表2A</b>の該当する定格電流に対して規定する最大断面積の単線を完全に挿入し、完全に締め付けた後に測定して判定する。</p>	<p>適否は、<b>表2</b> 該当する定格電流に対して…</p>	<p>あつては、導体を十分に挿入したとき、固定部と導体端末との距離は少なくとも<b>図5</b>に規定した値でなければならない。</p> <p>国際規格に同じ</p>	<p>タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。</p>	<p>配電事情</p>
12.3.1	<p>ねじなし端子は、<u>単線又は非可とう銅導体だけに適する形式</u>、又は非可とう銅導体及び可とう銅導体の両方に適する形式とする。</p>	<p>ねじなし端子は、非可とう銅導体だけに適する…</p>	<p>JISに同じ</p>	<p>我が国の屋内配線用器具のねじなし端子は、単線専用のものが一般的である。</p>	<p>追加</p>
12.3.2	<p><u>タイプ1</u>のねじなし端子の場合は、<b>表7</b>に規定する公称断面積をもつ非可とう銅導体又は非可とう銅導体及び可とう銅導体の適切な接続ができる縮付ユニットを備えなければならない。</p> <p><u>タイプ2</u>のねじなし端子の場合は、<b>表7A</b>に規定する導体を接続できる縮付ユニットを備えなければならない。</p> <p><b>表7—定格電流とねじなし端子に接続する銅導体との関係 (タイプ1用)</b></p> <p>…</p> <p><b>注<sup>㉑</sup></b> 様式番号2, 3, 03又は7以外のスイッチの各電源供給側の端子は、2本の2.5 mm<sup>2</sup>の導体の接続ができなければならない。このような場合には、各導体の分離・独立した縮付手段をもつ端子を使用する。</p>	<p>ねじなし端子は、<b>表7</b>に規定する公称断面積をもつ非可とう銅導体又は非可とう銅導体及び可とう銅導体の適切な接続ができる縮付ユニットを備えなければならない。</p> <p><b>表7—定格電流とねじなし端子に接続する銅導体との関係</b></p> <p>…</p> <p><b>注<sup>㉑</sup></b> 様式番号3, 03又は7以外のスイッチの…</p>	<p>ねじなし端子は、<u>表6を適用する場合表7, 表6を適用しない場合表7'</u>に記載されている公称断面積をもつ硬い銅導体又は硬い銅導体と可とう銅導体の適切な接続ができる縮付ユニットを有していなければならない。</p> <p>国際規格に同じ</p>	<p>タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。</p> <p>タイプ1で日本のボックスを使用する場合も想定されるが、様式2のスイッチは、電源供給側端子に2本の電線接続を要求するとボックスに収めることができない。</p>	<p>配電事情</p>

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																													
	<p><b>表 7A—接続可能な銅導体の公称断面積との関係 (タイプ2用の導体)</b></p> <table border="1" data-bbox="371 309 739 783"> <thead> <tr> <th>表示</th> <th>断面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にあるもの</td> <td>製造業者の表示による。ただし、<b>表 7B</b> の電線が接続できるものでなければならない。</td> </tr> <tr> <td>接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にないもの</td> <td><b>表 7B</b> による。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表 7B—定格電流とねじなし端子に接続するの銅導体の断面積との関係 (タイプ2用の導体)</b></p> <table border="1" data-bbox="371 900 739 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2">スイッチの定格電流 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続電線の太さ (呼び)</td> <td>公称直径 mm 公称断面積 mm<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>接続電線の種類 (続き)</td> <td>(続きへ)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="371 1142 739 1302"> <tbody> <tr> <td>15以下</td> <td>15を超え 20以下</td> <td>20を超え 30以下</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3.5</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>JIS C 3307</b> による。</p>	表示	断面積	接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にあるもの	製造業者の表示による。ただし、 <b>表 7B</b> の電線が接続できるものでなければならない。	接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にないもの	<b>表 7B</b> による。	スイッチの定格電流 A		接続電線の太さ (呼び)	公称直径 mm 公称断面積 mm <sup>2</sup>	接続電線の種類 (続き)	(続きへ)	15以下	15を超え 20以下	20を超え 30以下	1.6	2	2.6	2	3.5	5.5	なし	<p>表 7'—単線専用のねじなし端子の銅導体の関係</p> <table border="1" data-bbox="1164 309 1529 708"> <thead> <tr> <th>定格電流 A</th> <th>単線接続のもの (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7以下</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>7を超え12以下</td> <td rowspan="3">1.6, 2.0</td> </tr> <tr> <td>12を超え15以下</td> </tr> <tr> <td>15を超え20以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>電線太さの指定表示があるときは、表示された電線による。</p>	定格電流 A	単線接続のもの (mm)	7以下	1.6	7を超え12以下	1.6, 2.0	12を超え15以下	15を超え20以下	デビエーション理由等	備考
表示	断面積																																	
接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にあるもの	製造業者の表示による。ただし、 <b>表 7B</b> の電線が接続できるものでなければならない。																																	
接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にないもの	<b>表 7B</b> による。																																	
スイッチの定格電流 A																																		
接続電線の太さ (呼び)	公称直径 mm 公称断面積 mm <sup>2</sup>																																	
接続電線の種類 (続き)	(続きへ)																																	
15以下	15を超え 20以下	20を超え 30以下																																
1.6	2	2.6																																
2	3.5	5.5																																
定格電流 A	単線接続のもの (mm)																																	
7以下	1.6																																	
7を超え12以下	1.6, 2.0																																	
12を超え15以下																																		
15を超え20以下																																		
12.3.8	スイッチのねじなし端子は、導体を挿		JIS に同じ	附属書 JA の絶縁距離によるスイッチ	追加																													



電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考												
	<p>入し過ぎることによって、<b>表 20</b> 若しくは<b>附属書 JA</b> で要求する沿面距離及び／若しくは空間距離が低減するか、又はスイッチの機構に影響を与えるおそれがあるならば、過挿入防止機構で導体を挿入し過ぎない設計でなければならぬ。</p>	<p>…表 20 で要求する沿面距離…</p>		<p>にも適用する。</p>													
12.3.10	<p>各接続の後、<b>タイプ 1</b> の場合は導体に 30 N、<b>タイプ 2</b> の場合は導体に 100 N の引張力を加える。</p> <p>さらに、適用できるものにおいては、<b>12.3.2</b> に規定する最大断面積及び最小断面積の非可とうより線銅導体を用いて試験を繰り返す。</p>	<p>各接続の後、導体に 30 N の引張力を加える。</p> <p>さらに、<b>12.3.2</b> に規定する最大断面積及び最小断面積の…</p>	<p>国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p>	<p>従来、我が国のねじなし端子は 100 N の引張力を要求しているため、タイプ 2 は強化した。</p> <p>非可とうより導体を適用できない場合があるため、「適用できる場合」に限定した。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>												
12.3.11	<p>a) 試験は、<b>タイプ 1</b> の場合は<b>表 8</b> に、<b>タイプ 2</b> の場合は<b>表 8A</b> に規定する交流電流を 1 時間、ねじなし端子に対して同じ表に規定する断面積をもつ長さ 1 m の単線を接続して流す。</p> <p><b>表 8—ねじなし端子の通常の使用状態における電氣的及び熱的ストレスを確認するための試験電流 (タイプ 1 用)</b> (タイトルのみ)</p> <p><b>表 8A—単線用ねじなし端子の通常の使用状態における電氣的及び熱的ストレスを確認するための試験電流 (タイプ 2 用の導体)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示</th> <th>試験電流</th> <th>断面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続導体の</td> <td>定格</td> <td>製造者の表示</td> </tr> </tbody> </table>	表示	試験電流	断面積	接続導体の	定格	製造者の表示	<p>a) 試験は、<b>表 8</b> に規定する交流電流を 1 時間…</p> <p><b>表 8—ねじなし端子の通常の使用状態における電氣的及び熱的ストレスを確認するための試験電流</b></p> <p>なし</p>	<p>a) 試験は表 8 (表 7 対応) 又は表 8' (表 7' 対応) に定める交流を 1 時間…</p> <p>国際規格に同じ</p> <p>表 8'—単線専用ねじなし端子の通常使用における電氣的又は温度ストレスを確認するための試験電流</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定格電流</th> <th>試験電流</th> <th>電線の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A)</td> <td>(A)</td> <td>さ (mm)</td> </tr> </tbody> </table>	定格電流	試験電流	電線の太さ	(A)	(A)	さ (mm)	<p>タイプ 2 のスイッチに用いる電線サイズ及び試験電流を明確にした。</p>	<p>配電事情</p>
表示	試験電流	断面積															
接続導体の	定格	製造者の表示															
定格電流	試験電流	電線の太さ															
(A)	(A)	さ (mm)															

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																	
	<p>直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にあるもの</p> <p>電流の1.5倍</p> <p>による。ただし、2以上の指定があるときは、最小値とする。</p> <p>接続導体の直径又は断面積に関する表示が本体又は包装容器にないもの</p> <p>表8Bによる。</p> <p><b>表 8B—接続導体の直径又は断面積に関する表示がないものの試験用電線の太さ (タイプ2用)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定格電流 A</th> <th>電線の太さ mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15以下</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>15を超え20以下</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>20を超え30以下</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 試験中、<b>表 8 (表7の導体を使用するもの)</b> 又は<b>表 8A (表7Bの導体を使用するもの)</b> に示す試験電流値に等しい電流を通电する。</p>	定格電流 A	電線の太さ mm	15以下	1.6	15を超え20以下	2.0	20を超え30以下	2.6		<table border="1"> <thead> <tr> <th>15以下</th> <th>定格電流</th> <th>1.6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15を超え</td> <td>の1.5倍</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>20以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 試験中、表8 (表7対応) 又は表8' (表7' 対応) に規定されている試験電流値に等しい電流が通电される。</p>	15以下	定格電流	1.6	15を超え	の1.5倍	2.0	20以下				
定格電流 A	電線の太さ mm																					
15以下	1.6																					
15を超え20以下	2.0																					
20を超え30以下	2.6																					
15以下	定格電流	1.6																				
15を超え	の1.5倍	2.0																				
20以下																						
12.3.12	<p>縮付ユニットは、<b>表 9 (表2の導体を使用するもの)</b> 又は<b>表 9A (表2Bの導体を使用するもの)</b> に規定する最小断面積をもつ非可とう銅単線導体を通常の使用状態に取り付け、第1試験にかける。</p>	<p>縮付ユニットは、<b>表 8</b> に規定する最小断面積をもつ...</p>	<p>縮付ユニットは表9 (表2対応) 又は表9' (表2' 対応) に規定される最小断面積をもつ...</p>	<p>タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。</p> <p>表8は、IEC規格の誤記。</p>	<p>配電事情</p> <p>IECミス</p>																	

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																																																										
	<p><b>表 9</b>—ねじなし端子の曲げ試験用の非可とう銅導体の断面積(タイプ1用)(タイトルのみ)</p> <p><b>表 9A</b>—ねじなし端子の曲げ試験用の非可とう銅導体の断面積(タイプ2用)</p> <table border="1"> <tr> <th>第1試験</th> <th>第2試験</th> </tr> <tr> <td>製造業者指定の接続電線の最小太さのもの</td> <td>製造業者指定の接続電線の最大太さのもの</td> </tr> </table> <p>表 10</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">試験用導体の太さ</th> <th rowspan="2">試験用導体を曲げる力<sup>a)</sup> N</th> </tr> <tr> <th>断面積 mm<sup>2</sup></th> <th>導体径 mm</th> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>—</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1.6</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>—</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>2.0</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>2.6</td> <td>2.0</td> </tr> </table>	第1試験	第2試験	製造業者指定の接続電線の最小太さのもの	製造業者指定の接続電線の最大太さのもの	試験用導体の太さ		試験用導体を曲げる力 <sup>a)</sup> N	断面積 mm <sup>2</sup>	導体径 mm	1.0	—	0.25	1.5	—	0.5	—	1.6	0.75	2.5	—	1.0	—	2.0	1.3	—	2.6	2.0	<p><b>表 9</b>—ねじなし端子の曲げ試験用の非可とう銅導体の断面積</p> <p>なし</p> <table border="1"> <tr> <th>試験用導体の断面積 mm<sup>2</sup></th> <th>試験用導体を曲げる力<sup>d)</sup> N</th> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>1.0</td> </tr> </table>	試験用導体の断面積 mm <sup>2</sup>	試験用導体を曲げる力 <sup>d)</sup> N	1.0	0.25	1.5	0.5	2.5	1.0	<p>国際規格に同じ</p> <p>表 9' —ねじなし端子の曲げ試験用硬い銅導体の断面積 (表は JIS に同じ)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">試験用導体の太さ</th> <th rowspan="2">試験用導体を曲げる力<sup>d)</sup> N</th> </tr> <tr> <th>mm<sup>2</sup></th> <th>(mm)</th> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>—</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>(2.0)</td> <td>1.6</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>—</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(3.1)</td> <td>2.0</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>(5.3)</td> <td>2.6</td> <td>2.0</td> </tr> </table>	試験用導体の太さ		試験用導体を曲げる力 <sup>d)</sup> N	mm <sup>2</sup>	(mm)	1.0	—	0.25	1.5	—	0.5	(2.0)	1.6	0.75	2.5	—	1.0	(3.1)	2.0	1.3	(5.3)	2.6	2.0	<p>タイプ 2 のスイッチに用いる電線サイズを追加した。</p>	
第1試験	第2試験																																																														
製造業者指定の接続電線の最小太さのもの	製造業者指定の接続電線の最大太さのもの																																																														
試験用導体の太さ		試験用導体を曲げる力 <sup>a)</sup> N																																																													
断面積 mm <sup>2</sup>	導体径 mm																																																														
1.0	—	0.25																																																													
1.5	—	0.5																																																													
—	1.6	0.75																																																													
2.5	—	1.0																																																													
—	2.0	1.3																																																													
—	2.6	2.0																																																													
試験用導体の断面積 mm <sup>2</sup>	試験用導体を曲げる力 <sup>d)</sup> N																																																														
1.0	0.25																																																														
1.5	0.5																																																														
2.5	1.0																																																														
試験用導体の太さ		試験用導体を曲げる力 <sup>d)</sup> N																																																													
mm <sup>2</sup>	(mm)																																																														
1.0	—	0.25																																																													
1.5	—	0.5																																																													
(2.0)	1.6	0.75																																																													
2.5	—	1.0																																																													
(3.1)	2.0	1.3																																																													
(5.3)	2.6	2.0																																																													
13.1	<p>固定ねじ、その他の固定手段を用いてもよい...</p> <p>この要求事項は、製造業者がカタログで指定するカバープレートだけに適用する...</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>	<p>国際規格に同じ</p> <p>注一 別売カバープレートは適用外とする。</p>	<p>我が国で用いている方法を例示した。</p> <p>対象となるカバープレートを限定した。</p>	<p>明確化</p> <p>明確化</p>																																																										
13.2	<p>適否は、目視検査、及び<b>表 2</b>又は<b>表 2A</b>に規定する定格電流が関連する範囲の最大断面積の導体を取り付ける試験によって判定する。</p>	<p>適否は、目視検査、及び<b>表 2</b>に規定する...</p>	<p>適否は、目視検査及び関連する定格電流の範囲のうち、表 2 で規定した最大断面積又は表 2' の導体を使用して取付ける試験により判定する。</p>	<p>タイプ 1 及びタイプ 2 のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。</p>	<p>配電事情</p>																																																										

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
13.3	<p>この要求事項は、製造業者がカタログで指定するカバープレートだけに適用する。</p> <p><b>注記2</b> 沿面距離及び空間距離が<b>表20</b>又は<b>附属書JA</b>に規定する値をもつように充電部から絶縁し、この細分箇条の要求事項に適合する非接地金属部は、人が触れるおそれがないものとみなす。</p>	<p>なし</p> <p><b>注記2</b> 沿面距離及び空間距離が<b>表20</b>に規定する値を...</p>	<p><b>注3</b> 別売のカバープレートは、適用外とする。</p> <p>JISに同じ</p>	<p>我が国では、プレートだけを別売しており、対象となるカバープレートを明確にした。</p> <p>絶縁設計の区分を分けたことによる。</p>	<p>明確化</p> <p>配電事情</p>
13.3.2	<p>— それらを取り外したとき、沿面距離及び空間距離が<b>表20</b>又は<b>附属書JA</b>に規定する値をもつように充電部から分離した非接地金属部に、標準テストフィンガが接触するおそれがある場合は、<b>20.5</b>の試験によって判定する。</p> <p>— それらの取外しによって、標準テストフィンガが、次の部分に接触するおそれがある場合は、<b>20.6</b>の試験によって判定する。</p> <p>...</p> <p>— 沿面距離及び空間距離が<b>表20</b>又は<b>附属書JA</b>に規定する値の2倍の値をもつように充電部から絶縁した金属部</p> <p>表11   <b>表20</b> 又は <b>附属書JA</b> による沿面距離及び空間距離によって充電部から分離した非接地金属部   <b>20.5</b>   ...   絶縁材、接地した金属部、交流 25 V</p>	<p>— ...沿面距離及び空間距離が<b>表20</b>に規定する値を...</p> <p>...</p> <p>— 沿面距離及び空間距離が<b>表20</b>に規定する値の...</p> <p><b>表20</b> による沿面距離及び...   絶縁材...</p>	<p>JISに同じ</p> <p>JISに同じ</p> <p>JISに同じ</p>	<p>絶縁設計の区分を分けたことによる。</p>	<p>配電事情</p>

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	以下のSELV充電部、 <b>表20</b> 又は <b>附属書JA</b> の2倍の沿面距離及び空間距離によって充電部から分離した金属部   20.6   ...	...SELV充電部、 <b>表20</b> の2倍の...			
13.4	適否は、目視検査及び <b>表2</b> 又は <b>表2A</b> に規定する最小断面積の導体を取り付けることによって判定する。	...目視検査及び <b>表2</b> に規定する...	適否は目視検査及び表2に規定する最小断面積又は表2'の導体の取り付けにより、判定する。	タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。	配電事情
13.10	適否は、目視検査及び <b>表2</b> 又は <b>表2A</b> の関連定格電流のための最大断面積の導体を取り付けて判定する。	...目視検査及び <b>表2</b> の関連定格電流のための...	適否は目視検査を行い、表2の該当する定格電流のための最大断面積又は表2'の導体を取り付けて判定する。	タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。	配電事情
13.12	電線管又は保護カバーの接続を想定している導体引込口は、電線管又はケーブルシースを完全に機械的な保護ができるように、挿入することができなければならない。 タイプ1の場合、露出形スイッチの電線管挿入口は、 <b>JIS C 8463</b> のM16、M20、M25又はM32の寸法の電線管を受け入れることができなければならない。そのうちの二つ以上の組合せ(同じ寸法でもよい)を挿入できなければならない。 露出形スイッチのケーブル引込用開口部は、タイプ1の場合は <b>表12</b> 、タイプ2の場合は <b>表12A</b> に規定する寸法をもつケーブルを挿入できるか、又は製造業者が指定する寸法であることが望ましい。	導体引込口は、電線管又はケーブルシースを...  露出形スイッチの電線管挿入口は、16, 20, 25 又は 32 の寸法の電線管 ...  露出形スイッチのケーブル引込用開口部は、 <b>表12</b> に規定する寸法をもつケーブルを挿入できるか、又は...	JISに同じ  露出形スイッチにおいて、表2の電線を用いる場合は、電線管引込用開口部は、16, 20, 25 又は 32 のサイズの電線管が接続できなければならない。もし、開口部が2個以上ある場合は...  露出形スイッチにおいて、表2の電線を用いるときは、ケーブル引込用開口部はなるべく表12に規定されている寸法を有するケーブルを挿入できるか...	文章を追加して分かりやすくした。  電線管を露出形スイッチに直接入れること我が国ではないため、タイプ1のスイッチに限定した。 電線管の外径及びびねじを規定するJISを引用し、寸法の呼称もこのJISに合わせることで明確化した。  タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。	明確化  配電事情  配電事情

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																																																						
	<p><b>表 12－露出形スイッチの外付けケーブルの外径限度値 (タイプ1用)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定格電流 A</th> <th>導体の断面積 mm<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>10</td><td>1.5以上2.5以下</td></tr> <tr><td>16</td><td>1.5以上4以下</td></tr> <tr><td>20</td><td>2.5以上6以下</td></tr> <tr><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>4以上10以下</td></tr> <tr><td>40</td><td>6以上16以下</td></tr> <tr><td>45</td><td>10以上25以下</td></tr> <tr><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>63</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><b>注記</b> この表のケーブルの外径限度値は、<b>JIS C 3662-4</b>のタイプ60227 IEC 10及び<b>JIS C 3663-4</b>のタイプ60245 IEC 66によって規定している。</p> <p><b>表 12A－露出形スイッチの外付けケーブルの外径限度値 (タイプ2用)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定格電流 A</th> <th>導体径 mm</th> <th>導体の数</th> <th>ケーブルの最大外径 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15 以下</td> <td rowspan="2">1.6</td> <td>2</td> <td>6.2 x 9.4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6.2 x 13.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 mm<sup>2</sup></td> <td rowspan="2">2</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	定格電流 A	導体の断面積 mm <sup>2</sup>	6	1.5	10	1.5以上2.5以下	16	1.5以上4以下	20	2.5以上6以下	25		32	4以上10以下	40	6以上16以下	45	10以上25以下	50		63		定格電流 A	導体径 mm	導体の数	ケーブルの最大外径 mm	15 以下	1.6	2	6.2 x 9.4	3	6.2 x 13.0	2 mm <sup>2</sup>	2	4	12	5	—	<p><b>表 12－露出形スイッチの外付けケーブルの外径限度値</b></p> <p>表はJISと同じ</p> <p>...IEC 60227-4... ...IEC 60245-4...</p> <p>表なし</p>	<p><b>表 12－露出形スイッチの外付けケーブルの外径限度値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定格電流 A</th> <th>電線の断面積 mm<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>10</td><td>1.5を超えて2.5迄</td></tr> <tr><td>16</td><td>1.5を超えて4迄</td></tr> <tr><td>20 25</td><td>2.5を超えて6迄</td></tr> <tr><td>32</td><td>4を超えて10迄</td></tr> <tr><td>40</td><td>6を超えて16迄</td></tr> <tr><td>63</td><td>10を超えて25迄</td></tr> </tbody> </table> <p>注は国際規格に同じ</p> <p>国際規格に同じ</p>	定格電流 A	電線の断面積 mm <sup>2</sup>	6	1.5	10	1.5を超えて2.5迄	16	1.5を超えて4迄	20 25	2.5を超えて6迄	32	4を超えて10迄	40	6を超えて16迄	63	10を超えて25迄		
定格電流 A	導体の断面積 mm <sup>2</sup>																																																										
6	1.5																																																										
10	1.5以上2.5以下																																																										
16	1.5以上4以下																																																										
20	2.5以上6以下																																																										
25																																																											
32	4以上10以下																																																										
40	6以上16以下																																																										
45	10以上25以下																																																										
50																																																											
63																																																											
定格電流 A	導体径 mm	導体の数	ケーブルの最大外径 mm																																																								
15 以下	1.6	2	6.2 x 9.4																																																								
		3	6.2 x 13.0																																																								
2 mm <sup>2</sup>	2	4	12																																																								
		5	—																																																								
定格電流 A	電線の断面積 mm <sup>2</sup>																																																										
6	1.5																																																										
10	1.5を超えて2.5迄																																																										
16	1.5を超えて4迄																																																										
20 25	2.5を超えて6迄																																																										
32	4を超えて10迄																																																										
40	6を超えて16迄																																																										
63	10を超えて25迄																																																										

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">20を超え 30以下</td> <td>2.6</td> <td>2</td> <td>7.6× 12.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>7.6× 17.0</td> </tr> <tr> <td>5.5</td> <td>4</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>mm<sup>2</sup></td> <td>5</td> <td>—</td> </tr> </table> <p><b>注記</b> この表のケーブル最大外径は、<b>JIS C 3342 VVF 単線</b>及び<b>JIS C 3312 600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル</b>によって規定している。</p>	20を超え 30以下	2.6	2	7.6× 12.5		3	7.6× 17.0	5.5	4	16.5	mm <sup>2</sup>	5	—				
20を超え 30以下	2.6		2	7.6× 12.5														
			3	7.6× 17.0														
	5.5		4	16.5														
	mm <sup>2</sup>	5	—															
13.15.1	この後、直ちに標準テストフィンガ ( <b>JIS C 0920</b> の付図1による。)と同じ寸法の関節のないテストフィンガの先端によって、遮蔽膜の様々な部分に30 Nの力を5秒間加える。	この後、直ちに図9に示す標準テストフィンガと同じ寸法の...	国際規格に同じ	<b>IEC</b> 規格の誤記 (図9は削除になっている。)	<b>IEC</b> ミス													
13.15.2	<b>注記</b> この推奨は、寒冷地用を意図している。	注記 次の国では、寒冷状態での設置をするため、この要求事項への適合が必要とみなされる：スウェーデン	注一 この推奨への場合、寒冷地用に対して必要である。	特定の国を指定しているので、一般的な意味に変更した。	同等													
15.2.1	ねじ込み式グラウンド (パッキン押さえ) 又は遮蔽膜をもつスイッチは、 <b>表2</b> 又は <b>表2A</b> に規定する接続範囲内のケーブルを接続する。 外郭のねじ部は、 <b>表3</b> に規定する値の2/3に等しいトルクで締め付ける。	...スイッチは、 <b>表2</b> 規定する...  外郭のねじ部は、 <b>表5</b> に規定する...	...スイッチが取り付けられ、 <b>表2</b> 又は <b>表2'</b> に記載した...  国際規格に同じ	タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。  <b>IEC</b> 規格の誤記 (表5は引張試験の値。)	配電事情  <b>IEC</b> ミス													
15.2.1.2	<b>注記</b> <b>IP5X</b> のカテゴリー2: 外気に対して気圧の差がないようにできるもの。	なし	国際規格に同じ	“ <b>IP5X</b> のカテゴリー2” はなじみがないため、分かりやすくした。	明確化													
15.2.2	露出形スイッチは、通常の使用状態に垂直の表面へ固定し、定格に適合する <b>表2</b> 又は <b>表2A</b> の最大断面積及び最小断面積の導体のケーブルによって配線す	...定格に適合する <b>表2</b> の最大断面積及び最小断面積の導体の...	...定格に適合する <b>表2</b> 又は <b>表2'</b> の断面積の最大及び最小の導体の...	タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。	配電事情													

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	る。				
16.1	測定は、 <b>表14</b> に示す絶縁測定箇所に関連して行う。 <b>表14</b> の項目1、項目2及び項目3の試験のために必要なスイッチの位置及び接続状態は、 <b>表13</b> に示す。 <b>注記</b> 金属はくで外側表面の周囲を巻き付けている間、又は金属はくを絶縁材料の部品の内側表面に接触するように配置している間に、標準テストフィンガ ( <b>JIS C 0920</b> の付図1による。)と同寸法の関節のないテストフィンガを用い、強い力を加えずに孔又は溝に金属はくを押し付ける。	測定は、 <b>表13</b> に示す絶縁測定箇所に関連して行う。項目1、項目2及び項目3の試験のために必要なスイッチの位置及び接続状態は、 <b>表13</b> に示す。  …図9に示す標準テストフィンガと同寸法の…	JISと同じ  国際規格と同じ	IECの誤記。	IECミス
16.2	電圧低下がないグロー放電は、無視する。 表14   3... — マイクロギャップ構造   2   500 <sup>a)</sup>   1 250 <sup>b)</sup>     3... — <u>附属書JAを適用するスイッチ</u>   5   1 000 <sup>c)</sup>   1 500 <sup>d)</sup>   注 <sup>e)</sup> 定格電圧が300 Vを超えるスイッチについては、2 000 Vとする。	注記4 電圧低下がないグロー放電は、無視する。    3... — マイクロギャップ構造   2   500 (注記2)   1 250 (注記2)    なし なし	国際規格と同じ    3... — マイクロギャップ構造   2   500   1 250 <sup>d)</sup>    国際規格と同じ 国際規格と同じ	規定のため本文とした。  注 <sup>b)</sup> の適用は誤りで、正しくは注 <sup>a)</sup> が適用される。  附属書 JA を使用するスイッチに適用する耐電圧試験の試験電圧を追加した。(絶縁設計が異なるため) 定格電圧が300 Vを超えるスイッチについて電気用品の技術上の基準を定める省令第一項の別表第四による2 000 Vを追加した。	同等  IECミス  配電事情  配電事情
17.1	スイッチは、 <u>タイプ1の場合は表15</u> 、 <u>タイプ2の場合は表15A</u> に規定するように塩化ビニル絶縁の非可とう銅導体	スイッチは、 <b>表15</b> に規定する...	国際規格と同じ	タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。	配電事情



電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考																																																									
	<p>を付けて、通常の使用状態に垂直に取り付ける。</p> <p>スイッチは、<u>タイプ1</u>の場合は<b>表15</b>、<u>タイプ2</u>の場合は<b>表15A</b>に示す値の交流電流を1時間通電する。</p> <p><b>表15—温度上昇試験の電流値及び銅導体の断面積 (タイプ1用)</b></p> <table border="1" data-bbox="371 504 739 970"> <thead> <tr> <th>定格電流 A</th> <th>試験電流 A</th> <th>導体の公称断面積 a) mm<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>8</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>10</td><td>13.5</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>16</td><td>20</td><td>4.0<sup>a)</sup></td></tr> <tr><td>40</td><td>46</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>45</td><td>51</td><td>16</td></tr> <tr><td>50</td><td>57.5</td><td>16</td></tr> <tr><td>63</td><td>75</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table> <p><b>注<sup>a)</sup></b> 様式番号3及び03以外のスイッチで定格電圧が250 V以下のスイッチであって、定格電流が10 Aの端子を使用するときは、断面積が2.5 mm<sup>2</sup>の導体を接続して試験を行わなければならない。</p> <p><b>表15A—温度上昇試験の電流値及び銅導体の断面積 (タイプ2用)</b></p> <table border="1" data-bbox="371 1289 739 1366"> <thead> <tr> <th>定格電流</th> <th>試験電流</th> <th>導体の公称直径 ... (断面積) <sup>a)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	定格電流 A	試験電流 A	導体の公称断面積 a) mm <sup>2</sup>	6	8	1.5	10	13.5	2.5	16	20	4.0 <sup>a)</sup>	40	46	16.0	45	51	16	50	57.5	16	63	75	25.0	定格電流	試験電流	導体の公称直径 ... (断面積) <sup>a)</sup>				<p>スイッチは、<b>表15</b>に示す値の交流電流を1時間通電する。</p> <p><b>表15—温度上昇試験の電流値及び銅導体の断面積</b> (表はJISと同じ)</p> <p>なし</p>	<p>国際規格と同じ</p> <p><b>表15—銅導体の温度上昇試験電線と断面積</b></p> <table border="1" data-bbox="1162 504 1529 1011"> <thead> <tr> <th>定格電流 A</th> <th>試験電流 A</th> <th>導体の公称断面積 a) mm<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>8</td><td>1.5</td></tr> <tr><td><u>7</u></td><td><u>9</u></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>13.5</td><td>2.5</td></tr> <tr><td><u>12</u></td><td><u>16</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>15</u></td><td><u>19</u></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>20</td><td>4.0<sup>d)</sup></td></tr> <tr><td>40</td><td>46</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>63</td><td>75</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table> <p><sup>d)</sup> パターン番号3及び03以外の...</p> <p>...試験を行わなければならない。また、<u>表2'</u>を適用するものは、<u>表2'</u>による。</p> <p>国際規格と同じ</p>	定格電流 A	試験電流 A	導体の公称断面積 a) mm <sup>2</sup>	6	8	1.5	<u>7</u>	<u>9</u>		10	13.5	2.5	<u>12</u>	<u>16</u>		<u>15</u>	<u>19</u>		16	20	4.0 <sup>d)</sup>	40	46	16.0	63	75	25.0		
定格電流 A	試験電流 A	導体の公称断面積 a) mm <sup>2</sup>																																																												
6	8	1.5																																																												
10	13.5	2.5																																																												
16	20	4.0 <sup>a)</sup>																																																												
40	46	16.0																																																												
45	51	16																																																												
50	57.5	16																																																												
63	75	25.0																																																												
定格電流	試験電流	導体の公称直径 ... (断面積) <sup>a)</sup>																																																												
定格電流 A	試験電流 A	導体の公称断面積 a) mm <sup>2</sup>																																																												
6	8	1.5																																																												
<u>7</u>	<u>9</u>																																																													
10	13.5	2.5																																																												
<u>12</u>	<u>16</u>																																																													
<u>15</u>	<u>19</u>																																																													
16	20	4.0 <sup>d)</sup>																																																												
40	46	16.0																																																												
63	75	25.0																																																												

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定			国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	A	A	mm(mm <sup>2</sup> )				
	0.5	0.75	1.6				
	1	1.5	1.6				
	2	3	1.6				
	3	4	1.6				
	4	5	1.6				
	6	8	1.6				
	7	9.4	1.6				
	10	13.5	1.6				
	12	15.7	1.6				
	15	18.9	1.6(2)				
	20	25	2 <sup>a)</sup> (3.5) <sup>a)</sup>				
	30	36.3	1.6(5.5)				
	この表にない定格に対し、試験電流はその上下の規定値の間の内挿法で決定し、導体のサイズは表2Aによる。 注 <sup>a)</sup> 製造業者の指定がある場合は、その最小値のものを使用する。 ボックスの中の導体の長さは、80±10 mmとする。導体の長さを80±10 mmまで短くできない場合は、可能な限り短い導体を接続する。			ボックスの中の導体の長さは、80±10 mmとする。	国際規格に同じ	スイッチの大きさが1個用ボックスサイズとは限らないので、規定値以上の長さが必要となる場合がある。	追加
18.2	試験は、多数の100 V・200 Wの白熱電球（電流の調整に必要な範囲で、これ以下の消費電力のものを用いてもよい。）を使用することによって行う。  注記1 （削除）			試験は、多数の200 Wの白熱電球を使用することによって行う。  注記1 白熱電球の定格電圧は、スイッチの定格電圧の95%以上であること	試験は多数の100V、200 Wタングステンフィラメントランプ（電流の調整の必要な限度において、これ以下の消費電力のものとすることができる。）を使用することにより行われる。  JISに同じ	我が国の配電事情によって、日本で一般的に使用する100 Vの白熱電球を用いることとした。  スイッチ定格が300 Vのとき、この簡条によって適用できる白熱電球が存在	配電事情

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p><b>注記3</b> (削除)</p>	<p>が望ましい。 注記3 例：10A 250Vのスイッチの試験。 200 Wの白熱電球において発生する最大電圧は240 Vである。 したがって、試験電圧は240 Vであり、ランプの数は、次による。 <math>240 \times 1.2 \times 10 / 200 = 14.4</math> 15</p>	なし	<p>しない。 100 Vの白熱電球を使用する試験では適用できない例で、誤解を招くおそれがある。</p>	
19.2	<p>電源の推定短絡電流は、<math>\cos \phi = 0.9 \pm 0.05</math> (遅れ) で3~4 kA でなければならない。定格電圧が200 V未満のスイッチの場合は、1~2 kA であることが望ましい。</p> <p>タイプ1の場合、スイッチの定格電流が10 A以下のときは、断面積1.5 mm<sup>2</sup>のケーブルで、10 Aを超え20 A以下のときは、断面積2.5 mm<sup>2</sup>のケーブルで試験するか、又はこの試験に意図する電線を使用する。タイプ2の場合、表2Aの最大断面積の電線を使用する。</p> <p>負荷Aは、次のような構成でなければならない。</p> <p>— 6 AのスイッチではコンデンサC<sub>1</sub>は、70 μF ± 10 %、その他のスイッチでは140 μF ± 10 %とし、できる限り短い導線を接続する。タイプ1については2.5 mm<sup>2</sup>の断面積の導体を、タイプ2については表2Aの最大断面積の導体を接続する。</p>	<p>電源の推定短絡電流は、<math>\cos \phi = 0.9 \pm 0.05</math> (遅れ) で3~4 kA でなければならない。</p> <p>スイッチの定格電流が10 A以下のときは、断面積1.5 mm<sup>2</sup>のケーブルで、10 Aを超え20 A以下のときは、断面積2.5 mm<sup>2</sup>のケーブルで試験する。</p> <p>...</p> <p>— 6 AのスイッチではコンデンサC<sub>1</sub>は、70 μF ± 10 %、その他のスイッチでは140 μF ± 10 %とする。コンデンサは、2.5 mm<sup>2</sup>の断面積のできる限り短い導線を接続する。</p>	<p>国際規格に同じ</p> <p>(スイッチの定格電流が10 A以下の時は1.5 mm<sup>2</sup>で試験される。10 Aを超え20 A以下の時は2.5 mm<sup>2</sup>の断面積であること。) 若しくは、製造業者が指定する最大断面積の電線を使用する。</p> <p>国際規格に同じ</p>	<p>我が国の商用電圧100 Vでは、指定された回路で3~4 kAの短絡電流を流せない可能性がある。</p> <p>タイプ2のスイッチに用いる電線サイズを追加した。</p> <p>タイプ1及びタイプ2のスイッチに用いる試験用電線を明確にした。</p>	<p>配電事業</p> <p>配電事情</p>

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	試験後、スイッチは、回路に接続した状態で、手動で開閉することができるとともに、次の不具合があつてはならない。 ... — 様式番号2, 3, 03又は6/2のスイッチの可動接点の相対的な位置ずれ	... — 様式番号2, 3又は6/2のスイッチの...	国際規格に同じ	様式番号3と同様の機能をもった様式番号03のスイッチが漏れている。	IEC ミス
20.1	ボックスは、 <u>JIS C 8340</u> 又は <u>JIS C 8435</u> によるものを使用することができる。また、ボックスレス施工のスイッチは、製造業者の指定条件で行う。  <b>注記4</b> 仕上面の損傷, <b>23.1</b> 又は <b>23.1A</b> に規定する沿面距離及び空間距離の値を下回らない小さいへこみ, 並びに感電に対する保護に悪影響を及ぼさない小さな欠けは, 無視する。	なし  <b>注記4</b> 仕上面の損傷, <b>23.1</b> に規定する... ...	<u>注一</u> ボックスは <u>JIS C 8336</u> 又は <u>JIS C 8340</u> の図を...  国際規格に同じ	打撃試験で、ボックスに関する情報がないため、 <b>JIS</b> のボックスを用いる旨を追加した。また、我が国で一般的となっているボックスレス施工のスイッチに関する試験条件も追加した。附属書 <b>JA</b> を用いるスイッチにも適用する。	明確化  追加
22.1	スイッチを組み込むときに操作するねじ又はナットには、カバー、カバープレートなどの固定用のねじを含む。ただし、ねじ込み式電線管用接続装置及びスイッチのベース固定用のねじは、含まない。	注記 2 スwitchを組み込むときに操作する...	国際規格に同じ	IEC 規格の注記の内容は要求事項なので、本文とした。	同等
22.5	この項目の要求事項は、ねじ、ナット、ワッシャ、締付板及びこれに類する端子部品には適用しない。	注記 この項目の要求事項は...	国際規格に同じ	IEC 規格の注記の内容は要求事項なので、本文とした。	同等
23.1	<u>7.1.9B</u> に従って <u>表20</u> を適用するスイッチは、沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、 <u>表20</u> に示す値以上でなければならない。	沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、 <u>表20</u> に示す値以上でなければならない。	沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は <u>表20</u> 又は附属書 <u>JA</u> に示される値以上でな	絶縁設計を二つに分類したことによる。	配電事情

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	は、表20に示す値以上でなければならない。 <b>注記2</b> 2極スイッチの場合には、表20の項目1に示す沿面距離又は項目6に示す空間距離は…	…項目5に示す空間距離は…	なければならない。  国際規格に同じ	項目5は沿面距離のものなので、IECの間違い。	IECミス
23.1A (23.1)	<u>23.1A</u> 、 <u>7.1.9B</u> に従って <u>附属書JA</u> を適用するスイッチについては、 <u>沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、附属書JAに規定する値以上でなければならない。</u> … <u>適否は、測定によって判定する。</u> …	項目なし	沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は <u>表20又は附属書JA</u> に示される値以上でなければならない。(23.1に対応)	我が国の配線事情並びに器具定格及び器具サイズが異なるため、電気用品の技術上の基準を定める省令第一項の別表第四による絶縁距離の規定を追加した。	配電事情
24.1.1	試験は、次の条件で <b>JIS C 60695-2-10</b> 及び <b>JIS C 60695-2-11</b> に従って行う。  表面の目視検査で、最大寸法が 2 mm 以下の突起及び孔は、無視する。	試験は、次の条件で IEC 60695-2-1 に従って行う。  注記1 表面の目視検査で…	国際規格に同じ  国際規格に同じ	IEC 60695-2-1 は IEC 60695-2-1/0~3 に置き換えられ、IEC 60695-2-1/0~3 は IEC 60695-2-10~13 に置き換えられている IEC 規格の注記の内容は要求事項なので、本文とした。	先取り  同等
25	試験する部分は、脱脂剤中に10分間浸して脱脂する。  ただし、鋭い縁端上のさびの痕跡及び黄色がかかった皮膜でこすれば除くことができるものは、無視する。	試験する部分を四塩化炭素、トリクロロエチレン又は同等の脱脂剤中に10分間浸して脱脂する。  注記1 鋭い縁端上のさびの痕跡及び…	試験されるべき部品を脱脂剤中に10分間浸して、油脂類が取り除かれる。  国際規格に同じ	試験の前処理として脱脂を行うことになっているが、その脱脂剤に我が国では環境汚染物質として使用禁止又は大幅に使用制限のある物質名の記載があった。 IEC 規格の注記の内容は要求事項なので、本文とした。	環境保護  同等
図2	巻締めねじ端子については、 <b>JIS C 8303</b> 参照…	なし	JISに同じ	我が国固有の巻締めねじ端子の参照を追加した。	追加
附属書A	<b>注記</b> A~Oは個別の試験品を示し、A~C、D~F、G~I、J~L及びM~O	なし	国際規格に同じ	IEC規格には、識別記号の意味が書いていないので、JISでは明確化した。	明確化

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	は、3個一組の試験品を示す。				
附属書B	<u>この附属書は、タイプ2のスイッチには適用しない。</u>	なし	国際規格に同じ	固定配線用であらかじめケーブルが付いたスイッチは、我が国（日本の電線をした場合）では一般的でない。	配電事情
附属書B 13.16	挿入口は、スイッチの電流定格に従って、 <b>表 12a</b> に定める断面積（ただし、1.5 mm <sup>2</sup> 以上）の導体をもつ、該当する可とうケーブルの最大寸法（外部シース）を挿入できなければならない。かつ、挿入口は、可とうケーブルの損傷を防止する形状でなければならない。 スイッチは、公称断面積1.5 mm <sup>2</sup> 及びスイッチの極数に一致する線芯数をもつ <b>JIS C 3662-5</b> のコード記号 60227 IEC 53 に適合する可とうケーブルを付ける。  さらに、スイッチに <b>JIS C 3663-4</b> に適合する該当する最大直径のコード記号 60245 IEC 66 の可とうケーブルを付け、引張力を 60 N 及びトルクを 0.35 N・m に増加して、上記の試験を繰り返す。	JISに同じ  ...IEC 60227-5...  ...IEC 60245-4...	このケーブルはスイッチの電流定格にしたがって、 <b>表 12a</b> に定める断面積（ただし、1.5 mm <sup>2</sup> 以上）又は <b>表 2'</b> に定める断面積の導体を有する挿入は可とうケーブルの損傷を防止する形状でなければならない。  スイッチは公称断面積 1.5 mm <sup>2</sup> 及びスイッチの極数に一致する線芯数をもつ IEC 60227-5、コード記号 60227 IEC 53 に適合する可とうケーブル又は <b>表 2'</b> のビニル可とうケーブル若しくは、 <u>ビニルキャブタイヤケーブル</u> をつける。  さらに、上記の試験は繰り返される。スイッチは IEC 60245-4 に適合する該当する最大直径の可とうケーブルコード番号 60245 IEC 66 又は <b>表 2'</b> のゴム可とうケーブル若しくは、 <u>ゴムキャブタイヤケーブル</u> をつけられる。引張荷重は 60 N に増加しトルクは 0.35Nm に増加する。	タイプ 2 を適用外にしたため、現行のデビエーションは不要になった。  タイプ 2 を適用外にしたため、現行のデビエーションは不要になった。	整合  整合
附属書JA	<u>附属書JA（規定）屋内配線用機器の絶縁距離</u> なし	項目なし	JISに同じ  <u>この附属書は、IEC 60669-1の表 20が</u>	絶縁設計によるスイッチの分類に対応する絶縁距離の規定を追加した。	配電事情

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
			IEC 60664-1 に置き換えられるまでの暫定的なものである。		
JA.1 (附属書 JA)	<p><b>JA.1 裏面の充電部と取付面との絶縁距離</b></p> <p>台の裏面の充電部は、造営材に取り付ける屋外用のものは台の裏面から、その他のものは、台の取付面からそれぞれ <math>3\text{ mm}</math> 以上（熱硬化性樹脂を充填するものは、<math>1\text{ mm}</math> 以上）の深さとし、かつ、その上を電気絶縁物〔<math>65\text{ °C}</math>の温度で軟化しない耐水質のもの（硫黄を除く。）とする。〕によって覆わなければならない。ただし、屋内用のものであって、台の裏面の充電部が台の取付面から <math>6\text{ mm}</math> 以上の深さにあるものには、適用しない。</p> <p><b>注記1</b> “台の裏面”とは、取付面だけでなく裏面全体をいう。</p> <p><b>注記2</b> “台の取付面”とは、造営材に接する面を含む平面をいう。</p> <p><b>注記3</b> “軟化しない”とは、規定温度の雰囲気中に放置したとき、流出しないことをいう。</p> <p>通常の使用状態において人が触れるおそれのある外面に露出するおそれのある充電部は、外面から <math>3\text{ mm}</math> 以上（熱硬化性樹脂を充填するものは、<math>1\text{ mm}</math> 以上）の深さとし、かつ、その上を電気絶縁物〔<math>65\text{ °C}</math> の温度で軟化しない耐</p>		<p>（項目番号、タイトルなし。附属書 JA に対応）</p> <p>JIS に同じ</p> <p>JIS に同じ</p>		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>水質のもの(硫黄を除く。)とする。]によって覆わなければならない。</p> <p>電線取付部の充電部は、この規格に特別に規定するものを除き、外郭の外面からの深さが、次の値以上でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 電線取付部の孔の短径が3 mm以下のものは、1.2 mm</li> <li>一 電線取付部の孔の短径が3 mmを超え、7 mm以下のものは、1.5 mm</li> <li>一 電線取付部の孔の短径が7 mmを超えるものは、3 mm</li> </ul>		JISと同じ		
JA.2 (附属書JA)	<p><b>JA.2 その他の箇所の絶縁距離</b></p> <p>その他の箇所は、表JA.1に規定する値以上でなければならない。ただし、絶縁変圧器の2次側回路、整流後の回路などの構造上やむを得ない部分であつて、JA.2.2による試験を行ったとき、これに適合するものを除く。</p> <p><b>注記1</b> “絶縁変圧器の2次側回路、整流後の回路など”の“など”とは、機器の入力電源の一端と回路の一部とを短絡したとき、電源電流が定常的に10 A以下(定格電流が7 A以上の場合、定格電流の150%以下)の回路をいう。</p> <p><b>注記2</b> “絶縁変圧器の2次側回路、整流後の回路などの構造上やむを得ない部分”には、次のものを含む。ただし、機器の入力電源の一端と回路の一部と</p>		<p>(項目番号、タイトルなし。附属書JAに対応)</p> <p>その他の部分は表JA1の値以上でなければならない。</p> <p>なし</p>		



電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>を短絡したとき、電源電流が定常的に10 A（定格電流が7 A以上の場合、定格電流の150 %）を超えて流れる部分は含まない。</p> <p>一 絶縁変圧器の2次側回路及び整流後の回路であって、電子部品（半導体素子、コンデンサ、電子管など）をもつ部分</p> <p>一 <b>注記1</b>に示す回路に使用するパイロットランプ（ネオン管を含む）、整流器、半導体素子（サイリスタ、トライアックなど）などであって、高インピーダンスによって保護している部分</p> <p>また、主回路の通電電流を小形変流器で検出し、ランプを点灯させて通電表示を行う方式の回路であって、次に適合するものの“主回路と通電表示回路との間”は、“極性が異なる充電部相互間”には含まない。</p> <p>a) “点灯回路の充電部”と“接地するおそれのある非充電部又は人が触れるおそれのある非金属部”との間の絶縁距離は、主回路電圧に対する絶縁距離以上となっている。</p> <p>b) 通電点灯回路の充電部は、標準テストフィンガによって試験したとき、充電部に接触しない。</p> <p>c) 小形変流器の1次～2次間を電氣的に接続したとき、火災、感電などが発</p>		なし		

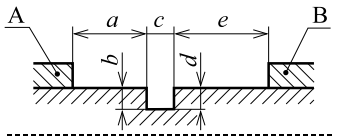
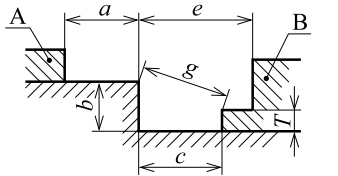
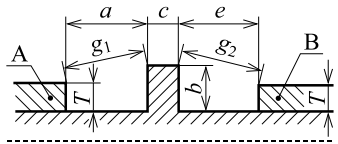
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	生しない。				
JA.2.1	<p><b>JA.2.1 絶縁距離</b>                      絶縁距離は、表JA.1による。</p> <p><b>表JA.1—絶縁距離</b> 表略</p> <p><b>注記1</b> “接地するおそれのある非充電金属部”には、人が触れるおそれのある組立ねじ、かしめスタッド、取付ねじ、導電性鉄板などの金属部を含む。</p> <p><b>注記2</b> “空間距離”とは、空気を介する部分の最短距離（の和）をいい、“沿面距離”とは、絶縁物表面に沿った最短距離（の和）をいう。</p> <p>平形差込プラグなどの平刃と外郭の側面との距離（次の図例に矢印で示した箇所）は、“端子部以外の固定している部分であって金属粉が付着しにくい箇所”の値を適用する。ただし、クラスII 機器用のプラグについては、定格電圧が150 V未満であっても2 mm以上の距離とする。</p> <p>例</p>		<p>（項目番号、タイトルなし。附属書JAに対応）</p> <p>なし</p> <p>表JA.1 表略</p> <p>注4—「アースするおそれのある非充電金属部」には…</p> <p>注5—「空間距離」とは…</p> <p>なし</p>		

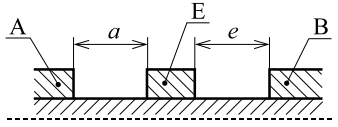
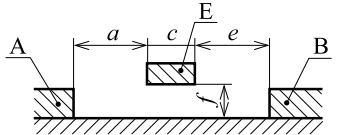
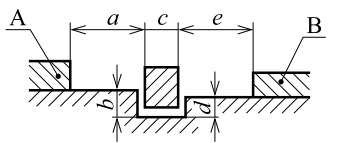
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	 <p>空間距離（沿面距離を含む。）は、器具の外面には30 N、器具の内部には2 Nの力を、距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。</p> <p>外郭の突き合せ面の間隙が0.3 mm以下のものは、充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1.5 mm以上とすることができる。ただし、造営材（分電盤を含む。）に取り付けるものの取付面を除く。</p> <p>空間距離（沿面距離を含む。）の測定方法は、次の図例によって、スイッチの可動片、可動金属部などはその可動範囲内のあらゆる位置で測定する。</p> <p>なお、図例又は式の中で、Gは空間距離、Lは沿面距離、A及びBは充電部又は接地するおそれのある非充電金属部、Eは接地するおそれのない非充電金属部をそれぞれ示す。</p> <p><b>例1</b></p>		<p>注19—空間距離（沿面距離を含む。）は…</p> <p>注21—外郭の突き合せ面の間隙が…</p> <p>注6—「空間距離（沿面距離を含む。）」の測定方法は、次の図例によるものとし、スイッチの可動片、可動金属部等はその可動範囲内のあらゆる位置で測定するものとする。なお、図例中Gは空間距離、Lは沿面距離、A及びBは充電部又はアースするおそれのある非充電金属部、Eはアースするおそれのない非充電金属部をそれぞれ示す。</p> <p>(1) JISに同じ</p>		

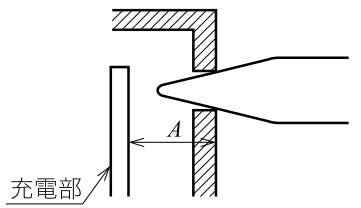
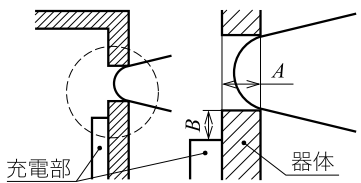
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	 <p> <math>L = a + b + c + d + e</math> (<math>c \geq 1 \text{ mm}</math>)  <math>L = a + c + e</math> (<math>c &lt; 1 \text{ mm}</math>)  <math>G = a + c + e</math> </p> <p><b>例2</b></p>  <p> <math>L = a + b + c</math> (<math>c \geq 1 \text{ mm}</math>)  <math>L = a + (b - T) + e</math> (<math>c &lt; 1 \text{ mm}</math>)  <math>G = a + e</math> 又は <math>a + g</math> のいずれか小さい方                 </p> <p><b>例3</b></p>  <p> <math>L = a + 2b + c + e</math> (<math>a \geq 1 \text{ mm}</math>, <math>e \geq 1 \text{ mm}</math>)  <math>L = a + 2(b - T) + c + e</math> (<math>a &lt; 1 \text{ mm}</math>, <math>e &lt; 1 \text{ mm}</math>)  <math>L = a + b + (b - T) + c + e</math> (<math>a \geq 1 \text{ mm}</math>, <math>e &lt; 1 \text{ mm}</math>)  <math>G = g_1 + c + g_2</math> (<math>b &gt; T</math>)                 </p>		<p>(2) JISと同じ</p> <p>(3)</p> <p>...</p> <p><math>G = g_1 + c + g_2</math></p>		

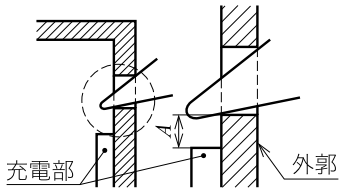
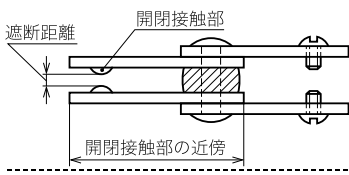
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p><math>G=a+c+e</math> ..... (b, D)</p> <p><b>例4</b></p>  <p><math>L=G</math></p> <p><math>G=a+e</math> ..... (a<math>\square</math>1 mm, e<math>\square</math>1 mm)</p> <p><math>G=a</math> ..... (e&lt;1 mm)</p> <p><math>G=e</math> ..... (a&lt;1 mm)</p> <p><b>例5</b></p>  <p><math>L=a+c+e</math> (f<math>\square</math>1 mm)</p> <p><math>L=a+e+2f</math>又は <math>a+c+e</math> のいずれか 小さい方 (f&lt;1 mm)</p> <p><math>G=a+e</math> ..... (a<math>\square</math>1 mm, e<math>\square</math>1 mm)</p> <p><math>G=a</math> ..... (e&lt;1 mm)</p> <p><math>G=e</math> ..... (a&lt;1 mm)</p> <p><b>例6</b></p>  <p><math>L=G</math></p> <p><math>L=a+b+c+d+e</math></p> <p><b>注記1</b> 機能を発揮するために設ける</p>		<p>(4) JISと同じ</p> <p>(5)</p> <p>...</p> <p><u><math>L=a+e</math>..... (f&lt;1 mm)</u></p> <p>...</p> <p>(6)</p> <p>...</p> <p><u><math>L=a+b+c+d+e</math>..... (b&gt;0,d&gt;0)</u></p> <p><u>注7-機能を発揮するために...</u></p>		

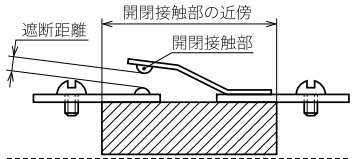
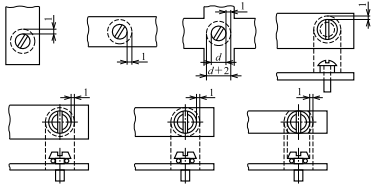
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>特殊目的をもった放電ギャップなどの電極間には、空間距離（沿面距離を含む。）の規定は適用しない。</p> <p><b>注記2</b> 絶縁変圧器以外のものを用いて電圧降下をさせている充電部の電圧は、極性が異なる充電部相互間はその電圧とし、充電部とその他の部分との間は入力電圧とする。</p> <p><b>注記3</b> “充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間”の空間距離（沿面距離を含む。）は、開口部（くぼみを含む。）をもつものは、次の図例による。この場合において、標準テストフィンガに30 Nの力を加えたとき変形するものは、変形した位置から測定する。</p>  <p>Aに対して規定の距離を要求する。</p> <p><b>例1</b></p> 		<p>注8—絶縁変圧器以外のものを用いて…</p> <p>注9—「充電部と人がふれるおそれのある非金属部の表面との間」の…</p> <p>JISと同じ</p> <p>JISと同じ</p>		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p><u>A+B</u>に対して規定の距離を要求する。</p> <p><b>例2</b></p>  <p>充電部 外郭</p> <p><u>A</u>に対して規定の距離を要求する。</p> <p><b>例3</b></p> <p><b>注記4</b> 非金属製外郭の突合せ面を通して人が触れる部分と充電部との間は、“充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間”とみなす。ただし、突合せ面が接着剤で固定してある場合は、空間距離（沿面距離を含む。）は適用しない。</p> <p><b>注記5</b> スイッチの遮断距離及び開閉接触部の近傍には、空間距離（沿面距離を含む。）の規定は適用しない。次の図例による。</p> <p><b>例1</b></p>  <p>遮断距離 開閉接触部</p> <p>開閉接触部の近傍</p> <p><b>例2</b></p>		<p>JISに同じ</p> <p><u>注10</u>—非金属製外かくの…</p> <p><u>注15</u>—スイッチの遮断距離及びび…</p> <p>JISに同じ</p> <p>JISに同じ</p>	<p>デビエーション理由等</p>	<p>備考</p>

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

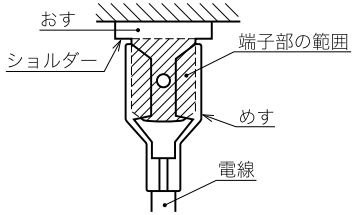
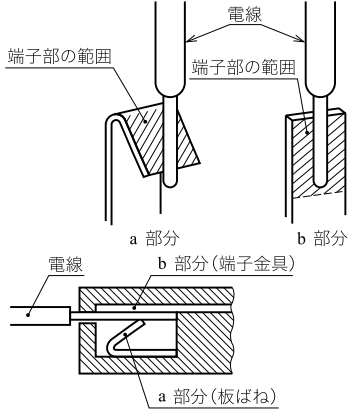
項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	 <p><b>注記6</b> “端子部”とは、電源及び負荷用接続端子の端子金具をいい、次の部分を含む。</p> <p>なお、電線の接続箇所を特定できないものは、端子金具を端子部とみなす。</p> <p><b>a)</b> 端子ねじの頭部で電線（又はコード）、ワッシャなどを締め付ける端子構造のものは、端子ねじの頭径から1 mm 大きい範囲内（ワッシャ、当金を含む。）の頭側。図例を次に示す。</p> <p><b>例1</b> 単位 mm</p>  <p><b>b)</b> 端子ねじの先端で電線（又はコード）、当金などを押締めする端子構造のものと及び端子ねじに設けた引締め金具で電線（又はコード）を引き締める構造のものは、端子ねじ、当金（引締め金具を含む。）、端子金具の電線挿入孔内面。図例を次に示す。</p> <p><b>例2</b></p>		<p>注11-「端子部」とは…</p> <p>(1) 端子ねじの頭部で…</p> <p>(2) 端子ねじの先端で…</p>		



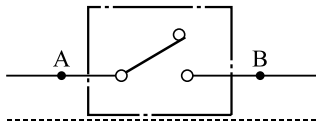
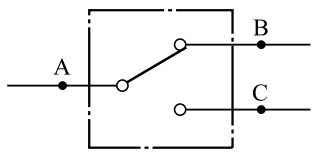
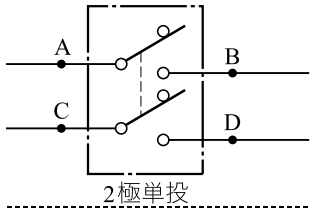
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
		<p>(3) (1)及び(2)を併用できる…</p> <p>(4) 端子に半田付け、かしめ又は…</p> <p>(5) 平形接続端子(ファストン端子)に</p>			

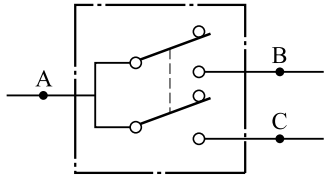
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>おす側端子金具のシオルダー以外の部分。図例を次に示す。</p> <p><b>例6</b></p>  <p><b>f) 速結端子(スプリング式ねじなし端子)は、端子金具のうち電線を挿入した状態において接触できる部分。図例を次に示す。</b></p> <p><b>例7</b></p>  <p><b>注記7</b> “極性が異なる充電部相互間”の“端子部”の空間距離(沿面距離を含む。)の測定は、次の図例による。</p> <p><b>例1</b></p>		<p><u>あつては…</u></p> <p><u>(6) 速結端子(スプリング式ねじなし端子)にあつては…</u></p> <p><u>注16—「極性が異なる充電部相互間」の…</u></p>		

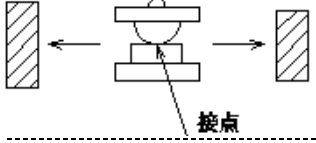
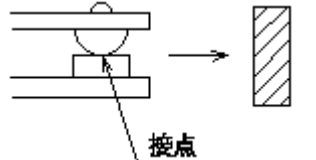
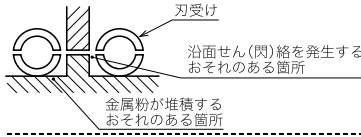
電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	 <p>測定箇所 A-B</p> <p><b>例2</b></p>  <p>測定箇所 A-B A-C B-C</p> <p><b>例3</b></p>  <p>2極単投</p> <p>測定箇所 A-B B-C A-C B-D A-D C-D</p> <p><b>例4</b></p>				

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	 <p>測定箇所 A-B B-C</p> <p><b>注記8</b> “端子部とその他の箇所との間”及び“端子部”とは、電線を取り付けた状態で距離が変化するものは、器具の定格に応じた太さの電線及び取り付けることができる最小の太さの電線を取り付けたときの距離をいう。</p> <p><b>注記9</b> “固定している部分”には、導電金具が開閉動作などによって定められた範囲内を移動するものを含む。</p> <p><b>注記10</b> 口出し線付きのものその口出し線の接続が器具内部の端子部に、はんだ付け、かしめ又は溶接してあるものであって、器具がリベットなどで組み立てられ容易に解体できないものの口出し線取付部は、“端子部”には含まない。</p> <p><b>注記11</b> 開閉動作によって発生する金属粉の発生箇所に直面する箇所及びこれらの金属粉が堆積するおそれのある箇所であって、沿面せん（閃）絡を発生するおそれのない箇所は、“金属粉が</p>		<p>注12—「端子部とその他の箇所との間」及び「端子部」は…</p> <p>注13—「固定している部分」には… 注17—「固定している部分」には…</p> <p>注14—口出し線付きのもの…</p> <p>注18—開閉動作により発生する…</p>		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>付着しにくい箇所とみなす。図例を次に示す。</p> <p><b>例1 金属粉の発生</b></p>  <p>接点</p>  <p>接点</p> <p><b>例2 金属粉が堆積するおそれのある箇所及び沿面せん（閃）絡を発生するおそれのある箇所</b></p>  <p>刃受け</p> <p>沿面せん（閃）絡を発生するおそれのある箇所</p> <p>金属粉が堆積するおそれのある箇所</p> <p><b>注記12</b> “器具の外表面”とは、機器組込用点滅器などの場合、機械器具に取り付けた後、機械器具の表面に露出するおそれのある部分をいい、これ以外の外表面の部分は“器具の内部”とみなす。</p> <p><b>注記13</b> 線間電圧又は対地電圧が15V以下の部分であって、耐湿性の絶縁被膜をもつものは、空間距離（沿面距離を含む。）は、0.5mm以上とするこ</p>		<p>注20—「器具の外表面」とは…</p> <p>注22—線管電圧又は対地電圧が…</p>		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	とができる。				
JA.2.2	<p><b>JA.2.2 構造上やむを得ない部分の試験</b></p> <p>“絶縁変圧器の2次側回路、整流後の回路などの構造上やむを得ない部分”に対しては、次によって試験する。</p> <p><b>a)</b> 極性が異なる充電部相互間を短絡したとき、短絡回路に接続している部品は燃焼してはならない。ただし、その回路に接続している一つの部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれがないものは、燃焼しないものとみなす。</p> <p><b>注記1</b> “短絡”は、回路間、部品相互間及び部品の端子間で、空間距離（沿面距離を含む。）が規定値を満足しない箇所について1か所ずつ行う。</p> <p><b>注記2</b> “短絡回路に接続している部品”には、変圧器（入力電源に用いるものに限る。）をもつものは当該変圧器の1次及び2次巻線、整流回路をもつものは整流器（入力電源に使用するものに限る。）を含む。この場合において、これらのものが燃焼したときは、“一つの部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれ”があるものとみなす。</p> <p><b>注記3</b> “一つの部品”に施したスリーブ、チューブなどはそれらを含めて“一</p>		項目なし		

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>つの部品”とみなす。</p> <p><b>注記4</b> “燃焼するおそれ”には、単なる発煙及び焦げは含まない。</p> <p><b>b)</b> 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続したとき、その非充電金属部又は露出する充電部は、次のいずれかに適合しなければならない。</p> <p>一 対地電圧及び線間電圧は、交流 30 V 以下及び直流 45 V 以下である。</p> <p><b>注記5</b> “対地電圧及び線間電圧”とは、使用中に継続的に発生する電圧又は無負荷の電圧のうちでいずれか高い値のものをいう。</p> <p>一 1 kΩ の抵抗を大地との間、線間又は非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数を超える周波数において感電の危険が生じるおそれのない場合を除き、1 mA 以下である。</p> <p><b>c)</b> a) の試験の後に 500 V の絶縁抵抗計によって測定した充電部〔対地電圧及び線間電圧が交流 30 V 以下及び直流 45 V 以下のもの並びに 1 kΩ の抵抗を大地との間又は線間に接続したときに、その抵抗に流れる電流が 1 mA 以下（商用周波数を超える周波数において、感電の危険が生じるおそれのない</p>				

電気用品安全法技術基準省令第2項に採用予定のJISに関する調査票

項目	JISの規定	国際規格の規定	現行省令第2項の規定	デビエーション理由等	備考
	<p>場合は、1 mA以下であることを要しない。]のものを除く。]と人が触れるおそれのある非充電金属群との間の絶縁抵抗は、0.1 MΩ以上でなければならない。</p>				
<p>参考文献</p>	<p>参考文献</p> <p><b>JIS C 3312</b> 600 V ビニル絶縁ビニルキャプタイヤケーブル</p> <p><b>JIS C 3342</b> 600 V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)</p> <p><b>JIS C 3662-4</b> ...</p> <p><b>注記</b> 対応国際規格：IEC 60227-4:1992... (IDT)</p> <p><b>JIS C 8462-1</b> ...</p> <p><b>注記</b> 対応国際規格：IEC 60670:1989... (IDT)</p> <p><b>JIS C 60364-4-41</b> 低圧電気設備—第4-41部：安全保護—感電保護</p> <p><b>JIS K 7202-2</b> ...</p> <p><b>注記</b> 対応国際規格：ISO 2039-2:1987... (IDT)</p> <p><b>IEC 60050-442</b>:1998...</p>	<p>項目なし</p>	<p>国際規格に同じ</p>	<p>参照した規格を追加した。</p>	<p>追加</p>